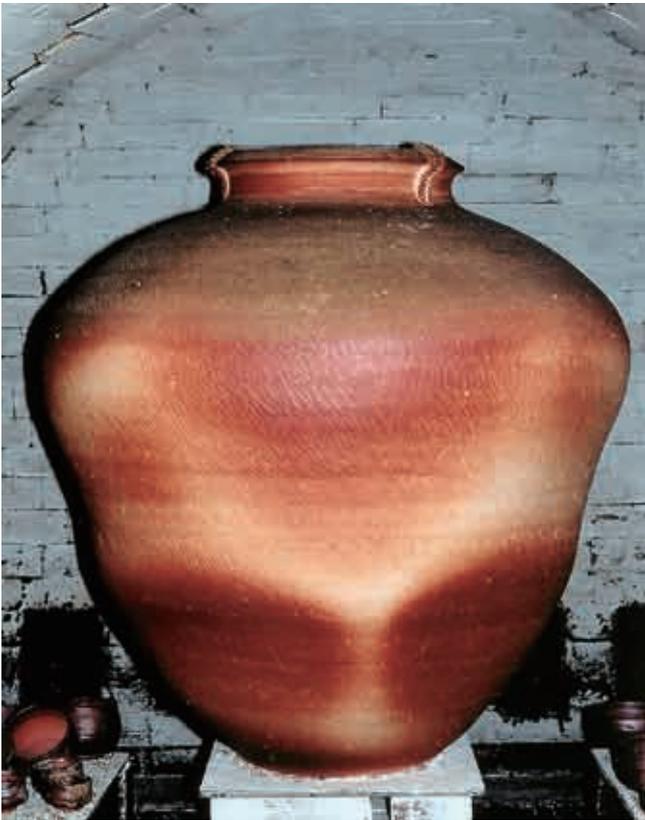




雪に埋もれた窯場。薪を高く積んで壁にしている。



ロクロを廻す菊地さん。蹴ロクロといって、電動ではなく足で蹴って廻す。



焼き上がり直後の大壺



窯焼き終了後の窯の中。よく焼けてます。



片口鉢



抹茶碗

第3回

北の大地に日本陶芸の粋を受け継ぐ 菊地 勝太郎さん

湖と火山と温泉の町として知られた洞爺村（現・洞爺湖町）は、2000年に有珠山が噴火して災害に見舞われ、観光客も激減して大打撃を受けました。しかし今年には国際サミットの開催地として世界の注目を集めて、活気を取り戻してきているようです。

さてその洞爺湖町のはずれの大原というところに陶芸家の一家が住んでいます。他所から来て住み着いた人ではなく元々からここに住んでいました。工房の名前を「直海窯」と書いて「にわだつみがま」と読みますが、「直海」は万葉時代の古語からとっているところなど、古典文学の素養を感じさせます。当主の名前を菊地勝太郎とって、今年あたり60歳ぐらいになるでしょうか。

窯は登り窯と穴窯という伝統的な薪窯を2基持っています。現代の窯の主流である電気・灯油・ガスを燃料とする窯は一切持っていません。焼いているものは、登り窯では三島手、黄瀬戸といった岐阜県的美濃焼や愛知県の瀬戸焼で盛んに焼かれているやきもの、穴窯では信楽焼です。ここでは信楽焼の作品を写真掲載しておきます。

信楽焼というのは、現在の滋賀県信楽町で奈良時代の昔から焼かれてきたやきものです。地域の名前がついているので、北海道で焼いているのになぜ信楽焼というのかと疑問を持たれるかもしれません。この場合は、

信楽で採取される粘土で焼いているということで、信楽焼と呼ぶのです。菊地さんは、若くして京都や山口県の萩焼窯元で陶芸の修業を収め、故郷に帰って工房を築くにあたって信楽町の粘土を大量に採取しておいたのだそうです（その量は約100トン近くで、陶芸家一人が一生作り続けても使い切れない量とのこと）。

日本人は信楽焼のように土味が強くて、窯の中で形や色に変化したり、木が燃えた後の灰が大量にかかって融けて流れたりした跡を好む人が多いようです。しかしただそのような素朴で偶然の効果だけではなく、1,300度以上の高温で焼かれた土は独特の美しさを現わしてくるのですが、菊地さんのようなプロの陶芸家はそれを追求めて、さまざまに工夫と研究を重ねていきます。

菊地さんは特に、火色といって、濁りが少なく、ほんのりとした色気を漂わせた赤味のある焼色を追い求めています。そのためには、窯焚きの前に窯に水分をたっぷり含ませたり、1,300度の高温状態で、水気をたっぷり含んだ緑の松葉を投げ込んだりして、窯焚きの常識をくつがえしてきいたりしました。それでもってうまくいったりいかなかったり、やきもの世界は、「ここが終点」ということが決してないのが悩ましいところですね。

ほんのりと赤味を帯びた現代の信楽焼をめざす

(制作／かたち21)

# 土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 613  
2008 February



表紙写真

「子育て」

第21回写真コンクール銀賞  
初瀬 武美●秋田会

- 美の工房 工芸評論家●笹山 央
- 03 平成19年度第2回全国会長会議
- 09 新春座談会  
かきめ  
要は地籍関連分野の専門教育制度の充実  
後継者の育成を考える
- 24 進行中のプロジェクトの意図すること  
日本土地家屋調査士会連合会専務理事●瀬口 潤二
- 27 情報スクランブル  
担保法制に求められる現実的使命と理想  
創価大学法学部 教授●花房 博文
- 28 LOOK NOW  
「ADR 担当者会同」開催  
ADR認証を受けて／ADR認証申請の経緯
- 32 「土地家屋調査士測量技術講習会」  
福岡会場・静岡会場開催報告
- 36 会長レポート
- 38 オンライン登記申請促進組織ブロック全体会議報告
- 43 広報最前線 宮崎会
- 46 世界遺産候補地  
ききたま  
埼玉古墳群の世界遺産登録をめざして
- 48 ネットワーク50  
山口会・長崎会・大阪会
- 52 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 53 会務日誌
- 53 土地家屋調査士の本棚  
測量者のためのビジネス情報ファイル〈2008年版〉
- 54 会員の広場を利活用ください
- 56 なるほど ナットク 国民年金基金2  
国民年金基金からはどんな年金が受けられますか？
- 58 ちょうさし俳壇
- 59 お知らせ  
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に規定する法務大臣の認証について
- 59 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局  
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

# 平成19年度 第2回全国会長会議

本年1月17日、18日の両日、東京・飯田橋のホテルメトロポリタンエドモントにおいて、平成19年度第2回全国会長会議が開催された。今回の会長会議は今年度の柱である「地図作り」、「オンライン申請」、「会員力の結集」をテーマに、意見交換を豊富に交えながら進められた。



## 【第1日：13:00 - 17:30】

瀬口専務理事による新年の挨拶および本会議の日程説明の後、下川副会長による開会の辞をもって会議が始まった。

## ●松岡連合会会長挨拶



松岡会長

ねずみ年にちなんで「商売繁盛」を年頭に念じながら…という挨拶に続き、連合会の会務運営の現状と展望について以下の報告があった。

・理事の横断的な対応、センターやPTの立ち上げ、全国各会からの会務運営への参加、常勤理事の本格的な始動等、会務執行の新体制は順調である。その他の重要課題である土地家屋調査士の職業倫理の確立、会員の基礎力の向上と研修体制の強化、新業

務の開発と政策提言、不動産登記法改正に伴う業務環境の整備には引き続き取り組んでゆく。

- ・連合会会則の改正、倫理規定の整備等については、総務担当者会同を年末に実施した。
- ・オンライン登記申請の普及はまだまだであるが、非調査士の排除につながるという期待もあり、自民党オンライン登記検討PTに参画するなど、積極的に促進活動を進めている。
- ・昨年12月25日の規制改革検討会では、隣接業種による調査士業務への参入や資格取得の要件緩和等については、今回の検討対象から外れた。なお、資格者法人に関し、一人法人制度については引き続き検討課題とされており、日調連としては期待しているところである。今後は、民間競売の導入に向けて法務省が立ち上げた研究会にも参画したい。また、森林保全のためには、山村計画や林業経営を充実させる上で、森林情報、所有者情報、境界線情報が必要であることが意見書の中で述べられており、ビジネスチャンスと成りえると考えている。

・公益法人制度改革に伴い、公嘱協会の新しい形をどう構築していくのか考えていく必要がある。

・ADRは全国27会に設置され、今年度内には30会に設置される予定である。ADRセンターも本格的に活動がはじまったので、会員の皆さんに積極的に参加してほしい。

・基盤業務である表示に関する登記制度の充実に向けて、不動産登記法附則9条の見直しについては来年度もしっかりと取り組んでゆく。未登記建物解消キャンペーンについては、広報部がチラシを作成したので、地域でも宣伝してほしい。また、地理空間情報と登記に関する測量についての研究を深める必要がある。

・後継者問題についても多面的に取り組んでおり、測量専門学校や近畿地方の大学と連携して調査士業務について広く紹介している。

今年も引き続き、基礎体力の向上と会員力の結集に力を入れてゆきたいとのことで、「各地で震災や水害などの被害も大きくなってきており、今年1年も厳しい社会

環境を克服していかなければならないが、よりすばらしい土地家屋調査士制度の基盤をつくっていくよう、皆様に宜しくお願い申し上げます」と締めくくられた。

## ●基本テーマⅠ「地図作りを考える」

### (1) 法 14 条地図・平成地籍整備事業への参画

(山田社会事業部長)



山田社会事業部長

社会事業部では現在、14条地図作成作業規程対応PT(作業

規程の改定に対応)、平成地籍整備対応PT(国交省の都市部における地籍整備の推進に対応)、地籍調査促進PT(森林の境界確定の外部専門家としての参入をめざす)、超地図混乱地域解消対応PT(制度の検討に対応)という4つのPTを運営しており、各単位会からたくさんの会員さんに参加していただいている。最終的には、地図作成のすべてに調査士が参加し、筆界を示す地図を法務整備上の地図として14条1項に付け加え、「実質的な担い手」、「国民の代理人」、「最大限の利用者」として、地図作成の手本となることをめざしたい。国交省の地籍調査の予算は少しずつ縮小しているのに比べて、法務局の地図関係予算は増加しており、与えられた事業に関して確実にこなすとともに、さらに増大するような提案もしたい。また、国交省でも山村境界保全事業は微妙に増額しており、調査士もアドバイザーとして参加したい。現在、単位会によって、地図作りのための講習会を行ったり、マニュアルを作成したり、対応ソフトを作成したりとさまざま

まな工夫をしており、今後、効率のよい地図作りの方法を共有できるとよい。今後も、効率的な地図作りのために、街区測量・現況測量前の調査・境界点調査や、筆界確定測量・杭設置前の一筆地立会調査など、実態に合う作業の手順を提案していきたい。

### (2) 登記基準点—その取組みの現状と目指すもの—

(國吉業務部長)



國吉業務部長

第1回全国会長会議で報告したとおり、規則77条の登記基準点は規則10条3項の基本三角点等に含まれない、そして、基本三角点等と同等と評価がされるには、①一定程度の範囲についての統一的な再測量計画、②法務省との事前協議を行った上での測量作業規程の策定、③第三者による検定結果の法務省への報告が必要である。連合会では技術センターと評価委員会の設置が必要であると認識し、昨年12月21日に第1回登記基準点評価委員会を実施した。準備委員会では、評価委員会に第三者(法務省等)を入れるだけでは不十分という意見があり、有識者協議会への付託というかたちをとることとなった。現在の案では、登記基準点を「基本三角点等」として取り扱うためには、調査士等の申し出により調査士会が評価委員会に認定の申請→評価委員会が日本測量協会技術センターに検定の委託→評価委員会が法務省に通知→…という流れになっている。また、現在、登記基準点に関する有識者協議会規程、評価委員会設置規程を整備済みであり、測量作業規程(案)、作業規程運用基準(案)、認定規定(案)を

検討中である。

### (3) 質疑応答

(司会：下川副会長)



下川副会長

**[要望]** 各省連携に総務省も入れてほしい。(愛知会 齊藤会長)

**[回答]** 総務省の連携に関する提案は重要だが、地図作りに総務省の関与をお願いするにはかなりの予算がかかるので、その点も考慮しながら希望に添えるようにしたい。

**[質問]** 山村境界保全事業への関与の仕方について。

(山形会 相田会長)

**[回答]** 森林の荒廃、地権者の高齢化など大きな問題はあるが、嘱託登記でも参加している。現実的には、森林組合の図面や古老の話をもとに境界確定している。相続も進んでいる。地域の慣習に詳しい人の話を聞きながら、調査士はアドバイザーとして境界確定に提案していく。

**[質問]** 登記基準点の希望調査・趣旨・意義について。

(石川会 小林会長)

**[回答]** 調査士がせっかく作った登記基準点そのまま埋もれてしまうよりは、基本三角点と同等と認めてもらって後続の測量にも役立つほうがよいのではないかとこの発想。スキームをつくっておくことで促進しやすい。

## ●基本テーマⅡ「オンライン登記申請とその改善策」

### (1) 説明会「オンライン登記申請とその改善策」

(法務省民事局民事第二課  
小宮山地図企画官)



法務省民事局  
民事第二課  
小宮山地図企画官

国策における電子化の流れは村山内閣以来であり、平成13年のe-Japan戦略において、国に対する申請手続きを平成15年までにすべて電子化する目標が掲げられ、登記オンライン申請に至っている。さらに、平成18年のIT新改革戦略において、2010年までにオンライン申請利用率を50%以上に上げるという目標が掲げられたが、戦略策定当時の利用状況調査においては、登記手続きは全体の67%だった。オンライン申請の阻害要因としては、公的個人認証が普及していないこと、公的書面の添付が必要であるにもかかわらず電子化されていない公的書面が多いこと、登記識別情報の使い勝手がよくないことなどが挙げられる。今回の政省令改正点は4点である。表示登記については、特例方式を採用することにより、原本を待たずに実地調査をはじめ、登記申請の迅速化を図ることができる。なお、登記識別情報の代理請求についても、資格者代理人に限り有効性の証明が免除されることになる。1月15日に特例方式を開始して3日になるが、不動産登記のオンライン申請は好況である。オンライン申請の利用促進は小さな政府をつくっていく上で大きな役割であり、調査士にとっても新しいビジネスモデルにつながることを期待している。

### (2) オンライン登記申請の促進について

(関根総務部長・オンライン委員長)

オンライン登記申請については、ステップ1「乙号申請」、ステップ2「添付情報の別送方式」、ステップ3「添付情報の電磁的記録化による先行送付方式」、ステップ4「完全オンライン方式」というステップを経ることにより、全会員に浸透させていきたい。また、13条2項の柔軟な運用を法務省に要望する。



関根総務部長

### (3) 質疑応答

(司会：小林副会長)



小林副会長

**【質問】** 2010年までに50%という目標を達成できない場合は？

(上山札幌会会長)

**【回答】** 予算を認めないという政治家もいるが、それなりの数字を出せば評価をしてもらえと思う。オンライン申請の流れは止められないので、前向きに取り組んでほしい。

**【要望】** オンライン添付情報もすべて原本として認めてほしい。

(加藤島根会会長)

**【回答】** 今のところは登記官の審査が必要。いろいろな場面で国民の信頼を得られるようないい仕事をしていただければ、将来的に選択肢がないわけではない。

**【要望】** 乙号事件を協力するかわりに、登記事項証明書に過去の表示の履歴を入れてほしい。

(富山会藤澤会長)

**【回答】** 登記事項を移転する際、膨大な作業のため取り残されてしまった。過去のものを電子化するというのは予算的に難しいが、今年、閉鎖登記簿をスキャナーで読み込みイメージとして保存する予算が認められた。また、和紙の公図についてもスキャナーで読み込み電子化することが認められた。

## ●講演会「法第14条地図の歴史と将来展望」

(財団法人民事法務協会  
小池信行氏)



財団法人  
民事法務協会  
小池氏

境界の争いに関する紛争は、所有者のどちらかが代替わりすると起りやすい。境界確定訴訟で提出される証拠書類

としては、登記簿謄本、公図、地籍測量図などがあるが、境界確定訴訟は形成訴訟であり、原告は「境界の確定を求める」という訴えを書くのみで、裁判所が妥協策を決めるという形をとる。しかし、境界確認訴訟は確認訴訟であるとすると、境界は土地台帳付属地図にもとづくことになる。昭和25年のシャープ勧告により台帳と地図が一元化されると、①民法と不動産登記法のいっそう緊密な連携ができ、②不動産の表示が登記簿によって公示されることになり、③調査士制度が創設され、権利の客体である不動産の明確な確定という民法の目標は実現した。一方、地図の精度については不動産登記法で決めることになるが、旧17条地図を主管庁はどう作ろうと考えていたのか。当時の民事局長は財務省主計局に対し、台帳地図のようなものではなく、国土調査地図のような正確な全国的な地図を法

務局にも備え付けたいと主張した。旧17条の趣旨を説明した結果、予算が許す範囲で地図をつくってゆくということで財務省と民事局とが合意した。しかし、今日、昭和50年代からの発展で産業構造が変わり、都市に人口が集中し、地域社会そのものが崩壊されたことで、土地の所有者や境界の証人がいなくなってきたこと、また、土地の改変が激しくなり、物的証拠がなくなったことで、土地の形や境界がわからなくなってきたことから、正確な地図を作製することが急務となっていた。これまで地図の作製が進まなかった大きな要因は、法務局がほかの仕事に追われていたことであるが、コンピュータ化と財源確保によって作業の促進が保障されつつある。当時の民事局長の想起から20年、やっと実現しつつある。一枚でも多くの地図をつくっていくというのが不動産登記法の意義である。

講演会の終了後、松岡会長より、お礼の挨拶と、「地図のそもそも、調査士のそもそもを伺ったように、明日からの業務に役立てたい」とのコメントがあった。

## ●平成20年新春交礼会

日調連、全調政連、全公連共催による交礼会が18:30より開催され、来賓として、法務大臣をはじめ国会議員の方々がいらっしゃった。



鳩山法務大臣

【第2日：9:00 - 12:30】

## ●講演会「裁判員制度の社会に果たす役割とその効果」

(日本弁護士連合会裁判員制度実施本部 施本部事務局長 小野正典氏)



日本弁護士連合会  
裁判員制度実施本部  
小野正典事務局長

まず冒頭において、平成21年4月にスタートする裁判員裁判に向け弁護士会連合会も相当のエネルギーを費やしていること。裁判の成り立ちと経緯について、日本では江戸時代の大岡越前（今で言う知事に相当）からヨーロッパでは国王が支配していた裁判権を市民が勝ち取る歴史について、現在では80ヶ国で陪審裁判・参審裁判が行われているとの話があった。

次に裁判員制度について、裁判員はどのように選ばれるのか、選ばれた場合辞退はできるのかといった仕組みの解説があった。

従来の刑事裁判は検事が作成する調書を元に、争いが無ければそのまま証拠になる書面審理が行われていたがこれは刑事裁判の本来の姿ではないのではないかと疑問が出てきた。法廷で誰が「聞いてわかる、見てわかる」ものを証拠にすることが本来の姿といえるし、それを実現するには社会的常識と判断を備えた一般の市民の参加が必要となってくる。法曹三者といわれる専門家の中だけで司法をやっていくのはこの先発展は望めない。一般の様々なものの考え方を持った、違った経験を持った市民が参加して、わかる裁判をやることにこの制度の大きな意味がある。市民の良識的判断を司法に取り入れることによって、より強い、より安全な社会が構築される

ことになると思う。

最後に裁判員に選ばれた場合は、積極的に参加してもらいたい、との結びで終わった。

## ●基本テーマⅢ「組織の充実と会員力の結集」

### (1) 総務担当者会同報告



関根総務部長

(関根総務部長)  
ブロック担当者会  
同では多くの意見が寄せられた。現在総務部で検討しているものは以下のとおり。

連合会会則の一部改正、連合会総会議事運営規則の一部改正、連合会事業及び財務等の情報公開に関する規則の一部改正、土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程モデルの一部改正、土地家屋調査士倫理規範について。これらは2月の理事会で決定される予定である。

### (2) 土地家屋調査士特別研修の実施および

### (3) 継続的研修 (CPD) の実施



野地研修部長

(野地研修部長)  
第3回土地家屋調査士特別研修の受講者数・各会認定状況の報告、特別研修に係る変更

点（衛星中継方式からDVD視聴方式に、再考査期限の設定）及び助成金額について報告があった。CPDの概要についての説明があった。研修実績をポイントを付し評価し、研修履歴の証明やポイントの公開をホームページに掲載する。よりよいものを作り上げていくため各会のご協力をお願いしたい。

CPD制度導入に関する研修実施アンケート、測量技術講習会アンケートの集計結果の報告があった。

#### (4) 広報活動の推進



藤木広報部長

(藤木広報部長)

広報ツールの見直しを行っている。2種類のDVDを製作中であり、未登記建物解消キャンペーンのチラシを製作し業務の掘り起こしをねらっている。また、広報のあり方について各会の広報担当者と会同を持つことを予定している。

#### (5) 日調連組織体制の効率的運営と充実

(大場財務部長)

連合会会費を改定することの提案背景について収入・支出の状況・会員数の推移・一般会計収支・財政調整積立金、会費値上げ後の一般会計収支についての説明があった。



大場財務部長

#### (6) 平成19年度の連合会活動(PTの活動)



瀬口専務理事

(瀬口専務理事)

連合会の進行中のプロジェクトについて説明があった。制度対策本部では日調連技術・データセンター、オンライン申請促進プロジェクトがあり、社会事業部では地図・地籍に関する総合プロジェクト、筆界特定制度対応PT、日調連ADRセンターが進行中である。

#### (7) 質疑応答

(司会：大星副会長)

**Q1** CPDは単位会が実施するものなのか、またいつ頃から会員に説明したらいいのか

(京都会安井会長)



大星副会長

**A1** 新年度からの実施を予定している。概略については分かりやすいものを作製し示したい。

(野地研修部長)

**Q2** 請求書取扱管理規程第5条3項は4ブロックが改定を求めているがその意見が反映されていない。どういう理由か説明してほしい。

(和歌山会片岡副会長)

**A2** 万が一紛失した場合の責任をどうとるのか、不祥事が続く場合は請求書の取扱自体を見直すこともある状況にあるわけで、ご理解を賜りたい。

(関根総務部長)

**Q3** 筆界調査委員の対応について。国土調査を現況で行ったため付属台帳地図とかなり相違している箇所がある。そうした箇所を調査委員は付属台帳地図を元に筆界を考えるが法務局では現在の地図を筆界と考えている。この乖離について連合会の考えをお聞きしたい。

(山形会相田会長)

**A3** 今のような事例は他の箇所でもおきていると聞いている。筆界については第2次筆特PTで取り上げ、アンケート等も実施していく予定である。

(下川副会長)

**Q4** 連合会会則27条について。ブロック担当者会同での協議内容と現在の総務部検討案が違うのはなぜか。また、会費値上げの上程時期は平成20年ではなく、21年でもよいのではないか。

(札幌会上山会長)

**A4** 協力体制の構築が第一の目的であり、民事局民事第二課とも

文言については確認を受けているのでご理解を賜りたい。

(横山副会長)

前回、平成18年日調連総会の提案を載せているもので、ここで時期を提案するものではありません。ただ、単位会の事情を鑑みると、平成20年の上程が相当であろうと検討しているところです。

(大場財務部長)

#### ●基本テーマⅣ「意見交換」

座長に神奈川会 関会長が指名された。

オンライン申請により非調査士が排除されると考えているが、現状と将来の対策について



座長  
神奈川会関会長

松岡会長のご意見を伺いたい。

(福島会柴山会長)

不動産登記制度は資格者代理人により支えられているとあってよい。これを機会に時代の要請に添えていくことで資格者代理人の地位を確立し、申請時に代理人の電子署名を付すことにより、非調査士の排除は可能と考えている。

(松岡会長)

地図が作られた地区のその後の検証を行って欲しい。オンライン申請を50パーセント達成させるには今の手続き・制度では不十分すぎる。連合会でさらによい方法を協議してもらいたい。事業計画中の会員の「基礎体力」とは基礎知識なのか財政的基盤なのか。

(和歌山会片岡副会長)

地図の検証については要望として受け止め、今後検討していきたい。

(山田社会事業部長)

自民党のオンラインPTの中でも不備な点を洗い出しているところ

るでもあり、徐々に環境を整えているところである。

(下川副会長)

自助努力や研修を通じて得られる知識のことで、連合会や各会がサポートできる環境を作り上げていきたい。(松岡会長)

全国会長会議の意見交換ということで一言申し上げたい。連合会から発信される重要な文書についてはその主旨を理解し、きちっと会員に伝達し、指導していくことが会長の指名であると自覚する必要がある。(大分会中村会長)

①山村境界保全事業は本当に受託できるのか、②登記基準点検定の費用は依頼者負担ということでのよいのか、検定機関を連合会内部で行うこともできるのではないのか、③インターネット等を通じて上部組織の声を直接会員に伝える仕組みはできないものか。

(岐阜会林会長)

①受託できる環境作りを考えているところである。(山田社会事業部長) ②検定機関を内部に設置することは現段階ではできないが、検定項目を減らすなど検定料を下げる話し合いを進めているところである。(國吉業務部長) ③電子会議等の検討は行っている。費用等の問題もあり、ある程度できあがった段階で発表したい。(横山副会長)

①会費値上げの時期・金額等具体的に示して欲しい。各会も準備の都合がある、②財政調整積立金の取り崩しについて何か規則があるのか、③取り崩しに関して監事の意見を伺いたい。(愛知会齊藤会長)

①具体的には明示できないが、近々公表できると考える。(横山

副会長) ②連合会の総会において承認を得て支出という形になっている。また、平成10年以降急激な業務拡大によるものである。③繰り入れ、繰り出しの際明確な理由がはっきりしない点が問題となっている。これについては不正・違法ということではないが、正しい公益法人会計の運用に修正していく努力をしているところである。(田坂監事)

①ADRセンターを継続させる予算について、認証が取れた場合には国から補助金が出せるような要望はできないものか。②弁護士との協働は実際難しい面もあるので、できれば協働の枠をはずすよう要望したい。(京都会安井会長)

①自民党内の司法制度調査会のADR戦略活性化プロジェクトチームの会合にてセンター継続の難しさを訴えている。これについては継続してほしいところである。②実施状況をみよからの判断ということなので、近々には難しいが、単独受任できるよう展開していかなければいけないと考えている。(下川副会長)

①シビアかつ有効な情報については会長のみでもよいから情報発信してもらいたい。②ゲートキーパー法に調査士が加わらなかった背景を教えて欲しい。

(岩手会菅原会長)

①公開は積極的に行っていく。

(横山副会長)

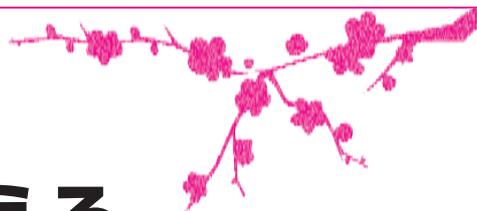
②ゲートキーパー法は依頼者との信頼を保つ上で問題もありまた、表示に関する登記にはあまり関係がないので適用されなくてよかったと考えている。(松岡会長)

職務上請求の隣接者の請求はど

うなったのか。(石川会小林会長)

近日中にいい回答が得られると考えている。(関根総務部長)

多くの示唆をいただき大変有難く思っている。絶えず色々な意見を取り入れながら厳しい状況を乗り越えいい制度を作っていきたいと考えている、との松岡会長よりの結びの挨拶がありました。



かなめ  
要は地籍関連分野の専門教育制度の充実

## 後継者の育成を考える



左から、上條理事長、花見教授、上田研究員、松岡会長  
※造園科を動員して座談会に相応しい場を用意していただきました。

専門職能として誕生して58年を迎えようとしている土地家屋調査士制度は、「グローバル<sup>\*</sup>」な社会経済構造の変革の波間に漂っている。日本土地家屋調査士会連合会では、本年、2008年を、オンライン登記申請制度、筆界特定制度、ADRへの参画制度など新しい制度の骨格に肉付けをするとともに、従来業務といわれる登記申請業務を新たな業務環境に対応したものとし、この制度を将来に向けて盤石のものにしなければならない重要な時期であると位置づけている。そのための課題は、山積しているが、制度の持続的発展という視点から見れば、新環境に対応した人材育成の課題は喫緊の課題であるといえる。この課題の対応策の一つとして、調査・測量業務という土地家屋調査士業務の核である2大要素の更なるブラッシュアップを図るべく、登記申請業務への測量技術者の最大の供給源である測量専門教育機関と日本土地家屋調査士会連合会及び各単位会との連携強化が必要と考えられる。

今回は、その測量専門教育機関の代表格と目される国土建設学院（東京都小平市）において、国土建設学院学院長上條勝也氏、同教務部教授花見睦晴氏と日本土地家屋調査士会連合会会長松岡直武氏、同副会長大星正嗣氏に出席いただき、今後必要とされる測量技術者像および測量技術者育成の方策について、お話しいただいた。

<sup>\*</sup>「グローバル」と「ローカル」の造語

——今日は、測量関連分野の技術者、地籍関連分野の専門家、そして、土地家屋調査士の資格取得を目指す者の拡大と育成などを主たるテーマとし

開催日 平成19年11月30日（金）

開催場所 国土建設学院

参加者

国土建設学院

理事長・学院長

教務部教授

日本土地家屋調査士会連合会

会長

副会長

研究員

上條勝也

花見睦晴

松岡直武

大星正嗣

上田忠勝

【敬称略】

て、測量技術者の養成教育を長年続けてこられた国土建設学院の上條理事長に対談をお願いしたところ、快くお引き受けくださりまして感謝いたします。どの業界でもそうでしょうが、職業分野の拡大と社会環境の急速な変化の中で、人々、特に若者の考え方もますます多様化の傾向にある中で、土地家屋調査士の分野におきましても、制度の充実発展に欠かせない後継者の育成は喫緊の課題となっています。そこで、まず、このあたりを実務者側、あるいはそれを育てる立場にある教育者側でどのような時代認識があり、課題に対しては、どのような対策が考えられるのかということについてお話を伺いたいと思います。

**松岡** 上條理事長はじめ国土建設学院の先生方には、土地家屋調査士の制度について、いつも何かとご高配いただきありがとうございます。後継者の育成、養成といえますのは、われわれ調査士にとっても、非常に大切な問題で喫緊の課題となっています。何とか将来に向かってよい方向に誘導していきたいと考えています。そこで、貴学院のような技術系専門学校は、私たち土地家屋調査士の仕事をなにかと支えてくださっていますし、また、専門教育機関のお考えなどを土地家屋調査士の会員に紹介し、訴えていくことによって、職業として実務の現場で教育の成果を実践する者と教育機関の関係強化を図り、この問題へのひとつの対処の糸口となるのではないかと考えています。今日は、よろしく願いいたします。

## 後継者の養成には教育のありようと、魅力ある職業への環境作りが必要

——最近の土地家屋調査士の資格試験受験者の傾向などについてをどのように捉えているかお話をいただけたらと思います。

**松岡** 最近よく耳にしますのは少子高齢化ということで、このことがどういう影響を及ぼしているかわからないのですが、私が調査士試験に合格したのは、44年。たぶん大星副会長も事情は同じだと思うんですけど、このときは、すごい倍率だったんですね。確か30倍くらいはあったと思うんです。勿論、受験者の層にしましてもいろんな方が受けたということもあります。しかし近年は、試験の内容が難しいからということもあるのですが、受験者数においては年々減少傾向が続いている状況です。この原因は何かと考えてみますと、試験の内容の難しさのほかに、開業するためにはコンピューターや測量機器などの購入を始め、経費がたくさんかかるということもあるでしょう。さらには、景気の動向ということもあるでしょうし、もう一つは最近の社会環境として若い人が、物品販売やサービス分野のようなこれまでとはちょっと違った分野に職業を求めているという気がいたします。なぜ、このような状況に至ったのか考えてみますと、例えば隣接資格である司法書士の場合を見てみますと、受験者数は年々増加の一途のようです。今、年に3万人くらい受験者がいます。これは一つには、6年前の司法書士法の改正で簡易裁判所の訴訟代理権を獲得したことが引き金となって、今までの登記申請の代理人というイメージから、弁護士に近い職業分野というイメージに変わってきたということでしょう。特に驚いているのは、女性の受験者がものすごく多いことですね。このことを考えてみますと、今まで我々は、調査士のイメージを魅力あるものとしてアピールしてこなかったということもあるのかなという気がして

るんですけどね。  
**上條** そうですね。まず、調査士の業務のイメージが時代とともに変化してきたという問題がありますね。調査士さんの資格



国土建設学院上條理事長

## 国土建設学院沿革

- |             |   |
|-------------|---|
| 昭和37年(1962) | 日本測量専門学校として創立。  |
| 昭和38年(1963) | 私立学校として初めて測量法に規定する測量に関する専門の養成施設として建設大臣の指定を受ける。民間初の測量専門養成施設として、測量本科及び測量関連学科をもって開校する。 |
| 昭和43年(1968) | 法務省委託の測量研修課程始まる。  |
| 昭和45年(1970) | 校名を国土建設学院と改称。   |

は、かつては、非常に人気がありましたね。できればそういうときにこそ今の事態を想定しながら、この事態に手を打っておくべきだったといえるかもしれませんが、われわれ、人材供給という立場、学院の側についてもそうなんだろうけど、そのときには満杯でそこまで頭が回らなかったということもあるかと思っています。そこで、これから人材の確保をどのようにしていくかという私どもの立場、観点からいいますと、効果的で、地道なPRをいまからでもやっていかななくてはならない。この点で重要なのは、測量の重要性、それから、面白さ、また、GPSなどの測量機器の性能の向上などにより、男性ばかりでなく女性もできますよという時代性を訴えていく。また、これまで所管官庁の測量についての実情、教育などについて力の入れ方、認識にどうしても格差、落差があったわけですが、これら測量の重要性についてはいずれの諸官庁においても地籍図作成作業のあり方など時代の流れと共に、同じ重要性を持ってくるようになってきています。このことをいろんな機会を捉えて私どももPRしていく必要があります。

## 現代の職業意識

——昔は意識的だったものが最近では事実としてのモラトリアムといいますか、ニートといわれる人たちや、非正規雇用がふえて、格差社会といわれ、セーフティネットの必要性が叫ばれています。高度情報化社会といわれる社会は一方で格差社会を生み出しているとも言われていますが、このような傾向は、

測量専門学校のような実業教育環境にどのように現れているのかお伺いしたいのですが。

**上條** 私どもが生徒募集をしていて一番問題を含んでいると感じるのは、親御さんの意識ですね。更には、高等学校の先生。今は、何はともあれ大学へ行けということをお勧めする、私どもとしましては、そうじゃなくて、職業観の問題、つまり、進路指導する場合にも、職業選択まで視野に入れた指導をお願いしているわけですが、これがもう、なかなか一筋縄ではいかないということで苦労しているわけです。この問題なんかは、我々だけではどうにもならない、そこで、既存の教育関連、実務関連など各関係方面一体で立ち向かう以外にはどうしようもないというようなところがありますね。

**松岡** 職業教育、職業への誘導というんですか、今、大学入試というのが高校教育の一つの大きな目的になってしまっているようですが、昔は、工業高校とか人気があったと思うんですが、今は人気があるのかどうかよくわかりませんが…。

**上條** ないですね。最近では、工業、農業といった実業高校の生徒数が減り、普通高校と統合して総合高校というよく分からないスタイルに変わっていくことが全国的に行われています。われわれのほうもそれは一番気にしているところですね…。確か、東京都内では、土木関係の高校は1,2校になったはずですよ。

**松岡** 高校教育では技術者を養成するという感じがなくなってきていますね。



国土建設学院花見教授

**花見** それはまさにそうですね。例えば、私どもが某工業高校の進路指導の先生をお訪ねしても、卒業時に8割の生徒が他の分野に進路を変えるといわれる。じゃ何ゆえ工業高校を選択したかという、今日の社会情勢などにより入学希望者が少なく、普通科よりは入りやすいからというんですね。そこで高校卒業というライセンスだけいただくためには、普通科や商業科を志望するよりは、工業高校を卒業してそのライセンスをとる、高校卒業というライセンスだけが目的なら同じだというんですね。いわゆる2世、3世として土木の家業を継いでとい

うケースが2割くらいで、後の8割が土木関係以外の仕事に就くという実態があります。私どもも、工業高校は、少なくとも普通高校よりは、土木技術関係の志願者が多いと考えて、生徒の募集に工業高校を訪ねるんですが…。

**松岡** 技術者の養成機関というイメージじゃなくなってきているわけですね。

**松岡** 技術者の養成機関というイメージじゃなくなってきているわけですね。

### 若者・女性の勧誘について

——資格者の後継者養成の要請という観点から見ると、情報化社会といわれる現代社会の裏の部分というのは、今では労働力という観点から女性の存在、あるいは若い人、この人たちが、測量関連業務に関心を示さなくなっているということなんでしょうか。

**花見** 若い人は、測量というと3Kのイメージを持ってんじゃないかと言われているようですが、我々の若いころは、3Kプラス1Yというのがあったんですね。Yというのは屋根のないということで、つまり、そういうところが仕事場ということです。測量の中でも設計とか、建築とかそっちのほう好まれるという傾向がある。筆界の調査にしても、いまは、測量機器の進歩で女性の方も結構いらっしゃるということですから、そういうイメージを変えていく必要がありますね。

**松岡** ただね、暗い話ばかりになりそうなので言いますが、私は、受験者が減少していることを必要以上にマイナスに考えたり、逆に増えたからっていつてもね、そんなに手放しで喜ぶことじゃない。受験者が増えれば増えたで、それならばもっと合



日調連松岡会長

格者を増やせということになりますよね。そうなれば今度は、質の確保ができるのかという問題もある。ただ、そうは言いながらも、希望者がドンドン出てくるということは、魅力ある職場であるということの証でもある。それと、受験者もちょっと高齢化しているんですかね。教育機関と連携いただいて、わたしたちのところにとっても魅力ある仕事なんですよ。それで、国土建設学院、測量専門学校を出ら

れたら、こういう恩典があってというようなことを訴えていただいて。私は、会長として受験者が減少していることのみをとらえて、陰気な話をしないようにしています。合格率とか、受験率とかそんなことも大事ですが、やはり合格者の質を求めなくてはいけない、それと、若い人に来てもらわなくてはいいかんという、これは絶対の事です。

## 人材の確保と ADR、筆界特定制度

—— e-Japan 政策、行財政改革、司法制度改革など日本の社会は激動しているわけですが、調査士という業務の現場、あるいは測量技術の教育機関としての現場で、現在、国が進めている諸施策に前向きに対処して、一石を投じていくために、どのような対策が考えられるでしょうか。

**上條** 何と言っても若い人、女性、これからこの業界で学びあるいは働いていただける方たちの動機をどのように構築していくか、アピールしていくかということでしょうね。そこで至近な例から申しますと、私どもの学院には工業専門課程以外に附帯教育制度を設けていまして、その中に測量専科というコースがあります。これは、法務省の委託研修ということで、登記官を受け入れ、受講期間が5ヶ月でやっておるわけですが、この卒業生は、測量士補の試験を受けて資格をほとんどが取得されるので、土地家屋調査士試験を受ける方に勧めておるのですが…。

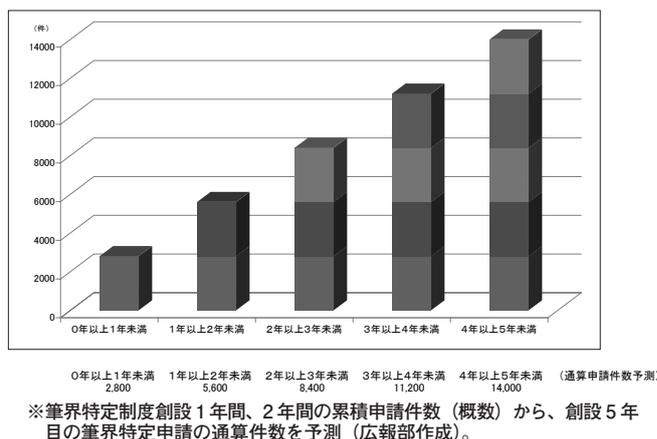
**花見** そうですね、国交省認可の専門学校では、測量士補の資格が卒業ということで認められるのは1年以上の受講ということになっていまして、専科生は、期間が5ヶ月ということで、このコースを終えたから士補の資格が与えられるというわけではないわけでして、自分で一般の試験を受けなければいけないことになっております。

**上條** しかし、今年あたりは、その卒業生の86パーセント近い方が、士補の資格を取っております。正規の課程は、決められていますが、士補の試験を受ける方もおられるということで、当学院ではこれに向けた任意参加の講習も設けておるわけです。それが今年は、かってない合格率ということで非常に優秀なんです。これは、法務省民事二課も相当評価して下さっています。ですから、この講習をもって

いることによって、国土建設学院の付加価値は高くなっているということがいえるんですね。このコースをPRする手段として、このコースから質の高い確かな技術をもった調査士が出てきている、というようなPRに力を入れているということがあります。これは、最近、調査士さんの資格も相当グレードが高くなっている、ADRなど弁護士と協働して境界紛争に係る調停の代理業務、筆界特定の代理業務など法律関連業務をおこなえるようになったわけでしょう。これを社会に向かってアピールしない手はないと思います。我々も、広報担当窓口で相談してこれを全面的に前に押し出していきたい。これは、また、我々の学院の生徒の確保の点でメリットとなりますから。もう一ついわせていただくなら、土地家屋調査士というのは法務局の事務補完的な役割を果たしているというような文言を使ってPRするのが良いのじゃないかと思いますね。筆界特定制度の筆界調査委員、代理人としての活動、これは大きな意味を持ちますね。

**松岡** それは、いいですね。新しい制度など、昨年の法律改正でADRの代理権をもらった、これは先ほど先生にご指摘いただいたように紛争解決分野への進出、これは民間分野での弁護士との協働活動であり、一方で筆界特定制度というのは、行政機関である法務局がやる、これについても筆界調査委員と代理人という二つの役割を果たすということになりました。この辺のところは、これからもアピールしていかなくてはいけないところで、いま、パンフレットを作成中なんです…これからも、このパン

筆界特定申請件数予測 (※)



フレットをどんどん使っていただいてアピールしていただくとありがたいのですが…。

**上條** そうですよ。どんどんアピールしないと理解してもらえないですね。私も、筆界特定制度というのは、最初、何なんだと思いましたからね。これ境界のことなんですね。

**松岡** この筆界というのは登記された土地間の地番境ということです。もう一つは、近年最高裁判所にもいろいろご配慮いただいて、調停委員とかあるいは専門委員とか、あるいは鑑定人とか、これにもかなりの調査士が関わってまして、今では専門委員の中には、これは、特殊なケースではありますが、高裁から依頼されて当事者に発問できるというようなこともできるのですが、これに調査士が登用されるようになってきたということをアピールしていく必要があると思いますね。

**花見** こちらのパンフレットにも書いてあるとおり、逆に教えられるところもありますね。これはうまく載せてあると思うんですが、紛争解決のためのADRと筆界特定と並んでいますね。土地の表示登記にしても、土地の境界に関する紛争解決の経験がある人、単に測量ができるということではなくて、やはり今はもう専門家の方をお願いしたい、筆界特定といっても、やはりある程度紛争を体験した人に担当してもらいたいということですよ。

**松岡** この分野は、実は今まで何のPRもしてこなかったけれども、例えば、土地の分筆をすとか、地積の更正をすとかこういう日常業務を通じて、今まででもずーっと、我々は、調整をやってきてたんですね。そのことを自分ではあまり意識しなかったんですが、ADRや筆界特定制度がでてきて、そういえば我々の日常業務やなぁと思います。

**上條** そうなんですよ。

**松岡** ええ。それで今花が開きかけているところですが、まだ、PRが足りないということです。司法制度改革のなかでADRが議論されたとき、われわれが、一番トップランナーだったんですけど。連合会では、平成3、4年くらいからこの問題に取り組んできて、まだADRという言葉がないくらいのところから検討してきました。ちょうど平成13年から司法制度改革の波にうまく乗り、平成14年秋に、

全国で一番最初に愛知でADRセンターがオープンして、その後の議論も何回か内閣府のほうからもヒアリング受けましたけれども、実績がありますから、言うことに説得力があるんですね。実際に困っていることとか。これを何とかうまく育てていきたいなと思いますね。

**上條** 弁護士さんより恐らくチープですよ。恐らくその方が我々としてもいいし、筆界特定にしてもですね、時間的な問題と経済的な問題の打開策として、法務省でも期待が大きいそうですね。だから、当初の予測より、4、5倍の申請があるそうです。

**松岡** そうなんですね。すごい需要なんです。

**上條** 土地の境界の問題というのは、地方はまだ楽でいいというようなところもあるかと思いますが、首都圏などは、争いの範囲は1センチとか5ミリでしょう。これが大変ですよ。だから地図作りなどがなかなか進まないわけです、首都圏では。

**松岡** その場合、当事者は誰かにジャッジしてほしいわけなんですよ。自分たちばかりでお互いの思いがあってやってる、それを誰かがこうですよとやってくれたら、それで解決することはたくさんある。そこで、この誰かが公正な人であるという位置づけができればね。



日調連大星副会長

**大星** 筆界特定なんかそういう狙いがあるんでしょうね。一応国の機関が決めるわけですから、そのジャッジで不服の場合の手続きはあるにしても、なかなか覆すわけにもいかないだろうから、そういう意味では、筆界特定は決定力をもっている…。

**花見** 筆界特定はですね、全部がクリアしてるかと言いますとですね、甲乙隣同士の喧嘩のなかに法務局の職員が昔からもめているところに、どうか立ち会ってくださいと頭を下げて入っていく、感情論なんですね、これを相手にしなくてはならない。紛争のないところでなら、復元測量で筆界の位置を出すだけでいいのですが、感情でもめているところでは、最終的には、訴訟になって裁判官がここだということで、やはり裁判で決まってしまうわけです。

**松岡** ただね、花見先生。私も当初から研究会に参加していたんですけど、研究会でも、最初はファイ

境界問題相談センター（総称）一覧

（平成20年1月25日現在）

あいち境界問題相談センター  
境界問題相談センターおおさか  
東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター  
境界問題解決センターふくおか  
みやぎ境界紛争解決支援センター  
境界問題相談センターかながわ  
境界問題相談センターひろしま  
さっぽろ境界問題解決センター  
境界問題解決センターとくしま  
境界問題相談センター埼玉  
境界紛争解決センターぎふ  
境界問題相談センターいしかわ  
境界問題相談センターひょうご  
境界問題相談センターかごしま

境界問題相談センターちば  
境界問題相談センター愛媛  
とやま境界紛争解決支援センター  
境界問題相談センターかがわ  
境界問題相談センターこうち  
境界問題解決支援センター滋賀  
静岡境界紛争解決センター  
境界紛争解決支援センターにいがた  
京都境界問題解決支援センター  
境界問題解決センターとちぎ  
おきなわ境界問題相談センター  
境界問題解決支援センターいばらき  
境界問題相談センターやまぐち  
境界問題相談センターふくい

ナルジャッジをしたいということでやっていたんですが、おっしゃるように法曹界等の反対があったとお聞きしています。けども、法曹界でも境界問題というのは、ものすごく嫌がる紛争らしいんですね、弁護士も1センチ、2センチ、1平米、2平米争って何十万にしかならないものを5年も10年も掛かってしまうとか、専門的な鑑定も要ったりして結局お金も掛かる、裁判所にとってもすごく専門的過ぎる分野ということで、この隘路を克服するためにつくられたのが筆界特定だということです。勿論、建前としては裁判を受ける権利があるとか一番基本的なことについては崩せないけれども、この筆界特定というのはこれから実績を積み上げていけば、ファイナルジャッジになってしまうと思うのです。たとえば、裁判になったとしても、結局、調査士が鑑定人になったり、あるいは専門委員になったりして、出てくる、ということになると、同じような結果になる可能性が高い。こういうことが世の中にだんだん定着してくると、最終的には筆界特定というのは筆界確定になる、確定という言葉は使えなくて、確定は裁判官の専権事項であるみたいなことでしょうかね。しかし現実にはそうやってきつつあるんじゃないかなあと思います。

**大星** 訴訟になっても、筆界特定の資料がそのまま裁判所にいきますから。

**花見** 実際そうですね。

**大星** だから、そのままほとんど決まりと考えられ

ます。

**松岡** ただまあ裁判所に決めてもらったほうが納得するんだというような何かはあるんでしょうけど。ただ、裁判所の場合は勝ち負けがはっきりしますからね。隣同士でこんないやなものです。筆界特定にしろ、ADRにしろ、勝った負けたということはあまり言わずにですね、妥当なところで…

**花見** どうでしょうかということでしょうね。会長がおっしゃるとおり私もそう思います。

**松岡** この分野を、勿論ほかの分野も考えて開発していく必要があるんでしょうけど、力を入れて発展させ、今までの登記申請の手続き代理というところからこれからはちょっと脱皮していかんといけないということになるかと思います。ただ、本家は登記ですからね。これは勿論決まったものですから。今日は実は、昼から大星副会長と一緒に帰って挨拶のビデオの録画取りをすることになってるんです。ADRの代理人になることを希望する調査士は、ADRの代理人になるために特別の研修を受けて法務大臣の認定を受けるということになっているんですね、この研修は来年のためのものなんですけど、こういうところで研修を受けるということによってまた違った仕事の分野の組み立ても出てくる。その辺のところのアピールはまだされていないですね。つまり、国土建設学院の測量科で測量を修めて、土地家屋調査士試験では二次試験が免除されると、またつぎのステージとして紛争解決の認定試験を受けて

もらえるとかいうことで、ヴィジョンが見えてきています。

**花見** ヴィジョンができますね。

**松岡** 今まで市民生活のお役に立つといいながら、登記の申請手続代理は、勿論お役には立っているわけですけど、報酬と不可分の関係になってしまっています。これも当たり前のことなんですけど、紛争解決というのは、また違った気持ちの安定をもたらすとか、やっぱり社会貢献といえることじゃないかなと思うんですね。

## ブレイン・ストーミング、ADR、筆界特定制度の先にあるもの、

——ここ数年不動産登記法、土地家屋調査士法、ADR 法などの法改正により成立した新しい調査士制度に対する期待を述べていただきましたが、今後、新調査士制度のさらに充実した運用をしていくうえでどのような工夫を凝らしていったらいいのかお話いただければと思うのですが。

**上條** 特に若い人をひきつける手段として考えられるのが、最近のいろんな資格制度にあることですけども、士補という資格ですよ、調査士の場合は、「土地家屋調査士補」、これを創設して充実させるというのもいいんじゃないかと思えます。そこで実績と試験の成績などを考慮して士に昇格する、こういう工夫するのもステップアップなんじゃないかと思うんですね。

**大星** 実は、土地家屋調査士には補助者というのがあるんですけども、そのネーミングを含めて非常にイメージが悪いんですね。

**松岡** 法律で決められた名前なんです。昔は、一人の調査士が6人以上雇ってはだめと決まっていたんですよ。それ以上だと目が届かないからと。いまは、この制限はなくなりましたがね。補助者の監督責任は調査士本人に帰属するようになっており、こういう法律の制度があるんですよ。

**大星** そこに土地家屋調査士補というのが入ると大分イメージが変わりますね。

**松岡** そうですね。ただ、補助者というのは届け出だけで、なんの資格制限もないものですから、その辺の入り口をうまくやれば、理事長のおっしゃるよ

うにこの資格制度のグレードアップにつながると思っていますね。

**上條** その辺のところをオーソライズして準資格者ですよということをやったらいけないですか。

**松岡** 10年以上いや5年以上補助者を経験して一定の試験をクリアした者には土地家屋調査士補にするというような規定ね（笑い）。

**大星** 国土建設学院で5ヶ月研修を受けたら、土地家屋調査士補にするというような規定を設けたらいいかがですか（笑い）。

**花見** 調査士補という話ですけども、測量士補資格付与の仕組みと同じことじゃないかと思うんです。測量士補の場合、現在見直されようとしているんですが、測量法で規定された4年制大学を卒業すれば全員に測量士補を与える、勿論、私どもの専門学校で1年なり、2年かけて獲得する測量資格と比べれば、受講期間は短くて質は落ちますけれどもとにかく資格としては同じということで、士補という資格を持っていけば将来その道に歩もうかということも考えられる。調査士補の場合も、しかるべき大学を出ていけば、土地家屋調査士補というものをもらえるというようにすれば、若い人にとって自然にその道筋が見えてくることになり、調査士という道を歩もうという人も増えてくるのではないかということなんです。

**松岡** 資格制度を分けますと、国交省系の資格というのは、ほとんどが業者登録なんですね。私どもの業務独占資格というのは資格登録ですから、本人が自ら仕事をやるということを前提としている。規制改革会議なんかでも、よくこういう指摘を受けたりするわけですけども、この状況で考えなければいけない事は、資格を取るのに厳しくしすぎることともいえますし、かといって、あまり意味のないものにしてしまうのも考え物だというようなこともあります。なかなか難しい問題ですが、今おっしゃったことは確かに考えてみるだけの価値のあることのような気がします。

**上條** それとですね、「定期的な不動産調査の制度」のようなものは整備できないでしょうかね。わたしら、いつも気になっていることは、例えば不動産の売買の時とか、親がアクシデントになった時とか

じゃないとまず登記をチェックしたり確認したりということがないんですね。それをね、3年に1回チェックするとか、4年に1回チェックするとかそういうような車検制度じゃないけど、その管理人的発想ですよ。あなた方の財産を我々が管理しますからやりましょうという…。

**松岡** 調査士の一部には、境界の管理ということをする人も確かにいます。これを業としていこうとして取り組んでいるんですけどもね。いま、ここにチラシが一枚あるんですが、未登記建物って世の中にたくさんあるんですよ。いま、大臣や議員さんの間でいろいろと騒がれていますが(笑)。これなんか、今、上條理事長がいわれた、自分の不動産の状況というより、登記されている状況といったほうが正確でしょうが、こういうことを知る機会の少なさが一因で、自分の権利についてよく理解していないというところから派生する問題ですよ。固定資産税の元になる情報でもありますし、こういう未登記建物解消キャンペーンを、身近なところから広げていこうかなということですね。

**上條** そうそう。今、会長がおっしゃったことですが、例えば家庭内紛争があって、これでね、親父とか息子さんが勝手に登記を変更したとかそういう問題もあるわけでしょう。そのために何十年か先にな

にかアクシデントがあるとかじゃないと、こっちは知り得ないでしょう。そういう意味では、危機管理の予防的措置を講ずるなんていうこともあるんじゃないか。「そういうことがあるのだったら、うちの親父はとんでもないやつだから調べなくちゃっていうことで、それじゃ業者に行こうか」とこうなる。会長、それやってくださいよ。

**松岡** 財産管理パトロール隊みたいな(笑)。

**大星** 不動産調査報告書も活用できるかもしれないですね。

**上條** それでね、助かる人もいるしね、また、知識と意識を一般の方が持つんですよ。私はなぜこういうことを言うかというね、知人にそういう家庭紛争問題が起こったんですよ。

**花見** 一介の市民の本能として自分の財産がどのくらいあるのだろうか、次世代を担うものとして、お父さんからどのくらいもらえるのだろうかということを考えますとですね、私なんかを感じるのは、分筆とか土地の売買から派生する仕事を待つのではなく、先ほども話がありましたように、何年間に一回ぐらいはお宅の土地の財産はどのようになっているのかということ一度調べてみたら如何ですかというような、自分たちの職域を待つのではなく、攻める形で一般の国民に訴えていく、そうすると、じゃその仕事ができるのはどの資格を持っている人かということになり、法務局の窓口に対して申請手続きができる権限を持っている資格者は土地家屋調査士ですよということになり、じゃ自分はそういう職種に就きたいという人も増えてくるでしょうし、また、売買が発生したときに、仲介業は、権利の登記は手続きはとか、どういう手続きが必要なのかというようにその手続きを切り分けるのではなく、こういうきっかけの事件を待たずに、定期的なその機会に、次の代にはどのような不動産の資産があるのか明らかにしておこう、自分たちの土地の実測はどのくらいあるのかというようなことになって、それじゃ調査士の方に調べてもらおうかという広範囲な国民一般の動きにつながっていくというようなものが見えてくるのではないですかね。

**上條** 自治体での税調、1月1日の新聞、これもぜひやられたらどうでしょうか。自治体でやるのは税務ですよ。日調連でやるのは市民、国民が利益にな

**「未登記建物解消キャンペーン」**

不動産登記法の目的である「取引の安全と円滑に資すること」の実現を目指すことはもちろんですが、行政手続の基礎資料としての不動産登記簿の整備及び税の公平負担の観点から、日本土地家屋調査士会連合会は、未登記建物をなくしていくためのキャンペーンを推進します。

**建物の登記**  
建物の登記には、建物を新築したときや、譲渡/住宅を購入したときには「建物異動登記」、分譲マンションなど区分所有建物を建築したときは「区分建物異動登記」、建物を増築したときや事業などの分譲建物を新築したときには「建物異動変更登記」、古い建物を取り壊して新しく建て替えたときには「建物滅失登記」と「建物異動登記」、などその現状を正確に登記するためにさまざまな登記申請があります。

不動産表示登記の専門家 土地家屋調査士にご相談ください

土地家屋調査士は「土地家屋調査士法」により設立された国家資格です。不動産の登記制度において「土地」「建物」を詳細に調査・測量し、登記申請することで各種の権利の対象者を明確にする役割を担っています。不動産取引の安全を確保し安心して取引できるようにすることを目的とする不動産登記法の基礎となる部分で、不動産の表示に関する登記、または土地の境域に関する調査・測量のプロフェッショナルとして、持主の保護である「土地」「建物」の中心が1つです。

**日本土地家屋調査士会連合会**  
〒120-0012 東京都港区赤坂1-15-15 赤坂ビル  
TEL.03-3542-0050 FAX.03-3542-0192  
www.chosabishi.or.jp  
e-mail:regokai@chosabishi.or.jp

土地家屋調査士

未登記建物解消キャンペーンチラシ：日調連では地道に活動していると考えています。

るようなやり方を考えたらいんじゃないですか。

**松岡** だから GIS 関係の方は地理空間情報として考えられるだろうし、こちらは財産相続としてそれこそ未登記建物じゃないけれども管理情報として考えられるということですね。今、理事長からお話があったのは、1月1日に飛行機飛ばすでしょう、あれにうまく乗ったらどうかということですね。

**上條** こういう問題でお困りの方は、窓口で相談して下さいというようなですね（笑い）。アイデアはあるんですよ。例えば、節税の問題、養子縁組の問題でもそういうのがあるんです。但し、法律を調べてみたんですが、難しい問題が一つありましたが、分筆の問題については合法的だそうですね。

**松岡** 税務との切り口は、いろいろ考えるのですが…。毎年与党の税制調査会のヒアリングを受けるんですけど、種がないんです。差し迫っては、登録免許税を安くしてくれとかね、考えるんですけど、分筆の登録免許税としても千円ということで切り口がなくて。そういうところからすると理事長の視点はいいですね。

**大星** 今ちょっと考えたんですけど、例えば課税のための調査で航空写真を撮ったとき、屋根だけが写っていて、中がガランドウの工作物があったとする、こういうものを宅地と評価してしまうんですよ。だから、例えば、その写真だけ調査士会に提供してもらって、ひとつひとつチェックする。これは建物じゃないんだと判断すれば宅地ではないんです。

**上條** あっ、それはね、ゼネコンあたりでやっているのはPFI。日調連がPFIになんかソフト提供できないかと考えたらどうでしょう。例えば、副会長の今の話で言えば、調査士会での調査資料提供しますよとかね。

**大星** そうすれば大きな節税につながり、地主は感謝されると思います。

**上條** ここのところは、皆さん口には出さないけど気にするところですね。

**松岡** その場合に、土地家屋調査士という名前を生かすわけやね（笑い）。なんでも調査するわけだから（笑い）。実際の業務では、測定の占めるウェートは2,3割かな。あとは、調査ですからね。

**花見** これは新風な考えだと思いますねえ。財産管

理を我々はやりますよと。これは、測量と調査、表裏一体ものとして必要なものですね。測量専科の経験で言わせていただくなら、年に2回、50人、50人で100人の登記官の方がおみえになる、登記官の方も、測量を勉強することによって、調査士の方の痛みがお分かりになる、同じことについて話をしている、専門的な知識があれば、やっていることもわかってくる、時間的なロスがない。例えば登記官たるものが、一筆地測量って何ですかというようなところから始めたら、ちょっと勉強してきてからという気になりますよね、少なからずそういうことがないようにと思いますね。これを逆の言い方をすると、この5ヶ月の登記官の研修は、調査士の方の質の向上にもなっている。変な言い方ですけど、知識のあるものが検査するとごまかしがきかない、そういう環境を作っていくことによって、調査士の方も含めて全体の底上げになっている、そういうことも必要なと思いますけども、この財産管理の業務の環境を整えるにあたって同じことが言えるんじゃないですか。

**大星** 最近は不在地主というのが多いんですよ。そこで一部の調査士は不在地主の財産管理を既にやっているんだけど、これは個人的なものです。これを組織的に広げるとするとどういう形になるのかちょっと考えなくてはならないことですけどね。

**上條** それと昨今よく言われていることだけれども、職業の高度化、差別化構築という視点があるよね。同じ技術といっても、ある程度、高度、中度、低度というのがある。これを調査士サイドで分けることはできないのかな。例えば、こういう仕事は、私は専門ですよというような。

**松岡** それはね、例えば私なんかの例で言うと土地整理という言葉を使って、土地開発事業の際に必要な土地の権利関係の調査と分析、それとマン

国土建設学院 設置学科

科 名	修業期間	総定員	備 考
測量科	1年	60名	昼間
造園緑地工学科	2年	60名	昼間
測量専科	前期5ヶ月	50名	昼間
”	後記5ヶ月	50名	昼間

ションに関する問題が専門ですよ、と言ってるんです。専門というのはだんだん定着しつつありますね。勿論、境界の専門というのはみんな言いますが、それ以外の分野、マンション登記に関連する分野なんかでも奥の深いものですよ。資格自体は、初級、中級というわけにはいかないでしょうけど。

**大星** 個々の事務所の中にはそういう専門性を出してやっているところもあります。例えば、裁判所に頼まれて境界鑑定をやっているところ、ああいうところはある意味専門性が高い、どこの事務所でもできるかというところというわけにはいきません。そういう個々の事務所での対応はあるんですけども、組織的に対応というのは今のところないですね。

**松岡** 一つはね、阪神淡路まちづくり支援機構というのがあって、阪神淡路大震災の被災地の復興支援という活動をしているところがあって、私も関与してるんですけど、そういう中では、かなり専門分野の中のまた専門分野、そういうものが活用されるということがあって、そういうところで経験している人は、だんだんそういう分野を形成しているということはいえるでしょうね。ただ、極端な話、写真測量とか地形測量とかそういう大きな分野というのではないですけども。

## 新たな調査士制度のイメージ構築

——今、ちょっとブレイン・ストーミングしていただいたようなところがあるんですけど、高度情報化といわれる時代のイメージ戦略ということに焦点を絞っていただいておりますか。

**上條** このパンフレットのここに出てる《Land and House Investigator》ですよ。土地家屋調査士というのはインベスティゲーターなんだから、これ捜査官だよ。土地と家屋の捜査官！（笑）

**松岡** そうですね。サーヴェイヤー、測量士とはちょっと違う職業ということですね（笑）。これはね、由緒正しい名前なんです。昭和25年にね、土地家屋調査士法ができたとき、そのときはGHQ傘下に日本の国はあったわけですが、そのGHQが土地家屋調査士を Land and House Investigator と訳したんですよ。だから、土地家屋調査士という名前を変えるのは、なかなか難しいんですよ。直訳な

んですけどね。

**上條** ああ、なるほどね。じゃ、間違ってたんだあ（笑）。

**松岡** 実は、この間から、内閣府のほうで各資格者の英訳として示された案、Real estate assessor ですか、そういうのを提示されたのですが、やっぱりやめてこれに戻そうということで。

**上條** これはインパクトつよいねえ。調査士より、インベスティゲーターのほうが強い。

**松岡** そういっていただけるとうれいすよ。ねえ。もともと、調査士法は政府提案ではなくて議員立法なんです。勿論、アセッサーとかサーヴェイヤーとか言う訳語は考えられるんですけど、単なる測量ともまた違うんですよという思いがあります。

**大星** そうですね、イメージを追うということでお話しますと、マスコミに出る頻度が上がってくるほどネームバリューもあがってくるんですね。司法書士がそれだと思えるんですよ。簡裁代理権をもらってから多重債務と成年後見、当初始まったときは、成年後見なんか全然仕事にならなかったですよ。損ばかりしておったですよ。社会貢献としての意義は大きく社会が認めましたね。だけれども、それを我慢して、我慢してやってるんで。やはり、その多重債務が、マスコミに出る頻度が非常に高いですよ。そういうことで、ある意味、いい方向に進んでるということであれば、調査士も、筆界特定、ADR という武器を持つてるわけですから、これをなんとかひとつずつ解決することをマスコミに訴えていく。



「日本を測る人びと」表紙  
(Land and House Investigator の由来が掲載されている)

**花見** 大星副会長が今おっしゃいましたように、わたしも通勤しているときに、電車の壁一面にですね、その多重債務を解決しますと司法書士の先生がでていますね。なにか、弁護士並みに解決しますと。まあ、こういうようなご時勢ですから、調査士の方もこういうことをしますと、同じように、その脇に出すことも必要ですよ。それに追随して、あるときは測量という資格も必要だといえ、本学院なら学院にとってもお互いに違った意味での間接的なPRになっていると思います。私もなんか聞いていると多重債務では、弁護士よりも司法書士の先生のほうがなんとなく本職になっているようなイメージを受けるような気がします。

**大星** 実は去年、京都の国際会議場で、国際地籍シンポジウムやったんですけどね、これは2年おきに台湾、韓国、日本で持ち回りやってるんですが、来年は韓国でやるというので打ち合わせに行ってきたんですが、そこで韓国開催ではもう少し東南アジアの国まで巻きこもうと考えています。国内でも、静岡で、調査士が何年か前に富士山を測ろうということで全国に募集したり、そういうイベントをやるということなんですけども。ま、できればこのパンフレットじゃないですけど、エジプトのピラミッドの高さを測る、そういうイメージ戦略も必要になってくるんじゃないかと思えますね。また、日本の外からの視点というのも大事ですよ。実は、5月に韓国でFIGの第7分科会の研究発表会があって、われわれが日本の地籍の実情を発表したわけですけど、日本の地籍は登記簿の表題部のことで、これを担っている民間での資格者は土地家屋調査士で、そ

の役割は何だというような発表だったんです。その発表会が終わって、第7分科会会長にインタビューしたんですけど、そのときに法律的な分野と技術的な分野を両方持った民間の資格者というのは日本以外では世界でもないそうなんです。そういう意味では大事にしくちゃだめだということで、非常に評価してくれたんですね。わざわざコメントまで出してくれたんですよ。

**松岡** 今度FIGの会長になられた方は、地籍の担当の第7分科会の委員長だった方が会長になられたんですね。やっぱり、ADRなり筆界特定なり、技術者がそういう紛争解決の分野にある意味の法律家の立場でかかわっているということは驚きやってみたいですね。

**大星** ある意味では世界の最先端を行っている訳です。

### さまざまな連携、インターンシップ、寄附講座

——今日の対談の一つの目的である国土建設学院と土地家屋調査士、日本土地家屋調査士会連合会の連携についてお話いただけますか。

**松岡** 専門教育機関であるこちらの学院でもこういう未来を見据えた国民の合意形成を視野に入れた教育をやっておられるということですか。

**花見** ええ、そりゃもう、アピールして現に、本学出身の方がかなり調査士試験に受かっています。

**松岡** 調査士で、国土建設学院出身者は、何人くらいいるのかな。調べてみるのも面白いですね。かなり居るんじゃないかな。こういうたまに変わり種の上田さんあたりは別としてね（笑い）。逸材が多いですね。

**花見** そうですね、お互いの連携ということから考えて見ますと、やはり当学院においでになられる方は、上田さんのように、1ヵ年の測量科を受講されて、自動車の教習所の実地試験免除じゃないですけど、測量士補という資格を得られれば、調査士二次試験免除ということを目的でこられるということもあると思います。だから、逆に、調査士の先生方の補助者の方を联合会なり、単位会なりで推薦いただければ、ある程度、入学金を割引くとかこういう便宜を図る、また、当学院に日調連から講師を派遣いただいて、調査士業務の実際を教えるカリキュラム



を組むことによって、そこで、それこそ先ほど来、話の出ている紛争の解決にかかわる業務の講義をしていただく、そして新しい調査士業務の理解を深める機会を作るとかそういう協力関係を築けるようになると思うんです。

**松岡** 以前にもお話したと思うんですが、連合会では、明海大学、こことは古くて、もう十年位前から提携してまして、提携の覚書を結んでやっているんですけども、一つは、私たち、土地家屋調査士の子弟の推薦入学を認めていただいている、それから土地家屋調査士専攻という科目を作っていただいて、これは大学院のほうにもできたと聞いているんですけども、そこで日調連から講師を派遣しています。土地家屋調査士になってもらうべく養成している。今年は6,7人くらい入学しており、多かったですね。大星さんのご子息も同じ明海大学で学ばれた、彼は、ものすごいたくさん資格を持っているんですけどね…。また、関西では、もともとは京都産業大学と立命館大学との間で講師派遣とか、寄附講座、お金を寄付しない寄附講座ですけどね(笑い)、それをやらしていただいて、半期で15コマですか、きっちりした授業なんですけども、それが学生にもものすごい人気があるらしいんですよ。教室がすごい一杯になるくらい人気があって…。こういうような奉仕もしているということで、今は、これが関西大学、近畿大学、次は同志社大学にも広がって、その次は大阪府立大学にもいこうかという話もあって、こんな風に近畿では、ブロック内の6つの会が提携してやっていこうということになっています。明海大学の場合は、連合会と提携してやっていくという具合です。そうすると、こちらは、まず子弟ですね、従業員とか補助者も含めた子弟が測量分野に染まっていたかというひとつのインセンティブになるし、推薦入学といっても、これまでの経験からするとなかなか優秀な人が来るんですよ、目的意識がはっきりしています。こういうわけで大学のほうからもよい評価をいただいているんですが。このような形も考えられるのかなど。

また、韓国の事情をお話しますと、地籍に関する専門教育というのは、高等学校、大学、専門学校も含めて二十数校あるんですね。日本では地籍の専門教育機関というのは、ないんですね。ここで言う地籍

というのは地籍調査の地籍もありますけれども、表示登記も含めているんです。ひとつ、ふたつ、宇都宮共和大学のシティライフ学部、明海大学の不動産学部で不動産学というのもあるんですが、地籍に特化したものではないですね。そこで、地籍というものをもう少し教育機関のなかできちんと位置づけしていただいて、明海大学では土地家屋調査専攻というのをやっていただいていますけど、これも、もう少し広い概念で地籍全体を位置づけしていただいて、測地測量、建設測量というだけじゃなくて、地籍測量とか、プラス登記の業務に向けた地籍教育とかです。もっと大きなところで、そういうような科目を設けていただくような専門学校なり大学がほしいなと私たちは思いますね。

**花見** 実を申しますと、私どももですね、数年前から東京法経学院さんなんかと提携いたしまして、調査士の卵を育てようかなという道を模索してまして、本学院にもですね土地家屋調査という科目があります。そのなかで、試験に対応するための書式と実技の書き方、過去の問題に対する解き方というようなことをやる場所があります。これをやる必要があるのはなぜかという、やはり測量だけでは視野が狭いですね、次のステップとして、土地家屋調査士という道もあるんですよということで生徒を募って、受験者数の底上げにつながるということがあります。また、東京法経学院のようなところから調査士になられた方に、実際に開業する場合に本当に測量を学ぼうとすれば、当学院のような測量教育コースがありますということでお互いが推薦しあって協力関係を築いているわけです。現実に、このようなど

#### 国土建設学院測量科カリキュラム

##### 国土建設学院測量科履修科目

###### 【基礎】

・測量学概論 ・法規 ・数学 ・最小二乗法  
・情報処理 ・地理学 ・土木工学概論 ・測量器械

###### 【測量】

・基準点測量 ・水準測量 ・地形測量 ・写真測量  
・地図編集 ・応用測量

###### 【測量関連】

・地籍測量 ・測量技術各論 ・土地区画整理測量  
・土地家屋調査 ・CAD 演習

ころから、調査士に育っている方が出てきています。

**松岡** こちらのカリキュラムがわかるものがあれば、お借りして紹介したいですね。

**花見** 学生便覧やガイドブックがあります。調査士と関係ない水準測量なんかも教えています、水が高いところから低いところに流れるということは地籍測量に関係がないんですが、測量士、測量士補という国家資格を取るために必要ですから、専門の科目としては、専門的な一筆測量・復元測量・登記測量、又科目においては本省や部外の専門的知識をおもちの方より御講義を頂いております。

**松岡** こちらの学院で、専門登記官の入学希望者ですか、そんな方も掘り起こすことができ、私どもの入学希望者と共同研究ができるというようなことも考えられますね。

**上條** そうそう。土地家屋調査士の希望者にここではそんなこともやっているか、じゃ国土建設学院に行きましょうとこうなる。一つ頼みますよ（笑）。

**松岡** この学院をキャンペーンの第1番に選ばしていただいたのは、やはり、このような専門学校の分野のリーダーであろうとこういうことで。

**上條** うちの、パイオニアですから。今年で46年、昭和37年創立ですから。当時は、若い人ではなくて、大人が来ていたんですよ。大人が来て、ちゃんとした資格をとって、いま社長ということで、64、5歳、上の人で70いくつ、2万3千名OBがおりますし、そういう意味では何とかがんばらなくてはいけない…。

**松岡** それに、法務省から委託研修をうけてやっておられるというのが大きいですね。

**花見** これは、全国で本学院だけですからね。これは昭和43年から40年の歴史があります。

**上條** 上田さんは、何年卒業でしたかね。

**上田** 平成元年。

**上條** もう19年。

**上田** 私の年で、4人、調査士資格を取得しています。同じクラスで。これは、私が確認しただけですから、全国を探せば、もっといる可能性はありますね。

**松岡** 上田さんには貴学院の内容をうまく紹介できる者をということで参加していただいたんですよ。



国土建設学院卒業生  
日調連上田研究員

**花見** 因みにですね、私ども、昭和37年、建設大臣認定の第1号の測量の専門学校ですから。本校があつて、他校が申請というバージョンですから、また、教育部門では、はじめてISO9001の認証を受けていますし、卒業生の技術修得結果を製品として読み変えていますから。また、本学院では土地家屋調査という24コマの授業を行っています。測量専門学校では少ないと思いますよ。何かの形でアピールしていただいて。

**松岡** そうすると土地家屋調査士の、いわば免許学校にもなるわけですね。将来、連合会の推薦枠として考えられるわけですね。

**上條** 指定校ということにさせていただけるといいですね。

**松岡** 貴学院の学生さんは関東地域の方が対象ですか。

**花見** いえ、日本全国ですね。

**松岡** 二十数年前に私の事務所にも、国土建設学院出身の補助者がきまして、彼はコンピュータのソフトをバーっと組むわけですね。これはすごいと思いましたね。国土建設学院ではこんな授業もあるのかなって感心しました。当時、セイコーのコンピュータしかなかったわけですが、あれでやるわけですよ。

**上條** 専門学校でソフトの授業をやったのは、当学院が最初でね。当時は、機械式のオリベッティのあれですよ。あれでガチャガチャやるわけですよ。それで、あとから他の学校が導入して、コンピュータ科を造るようになったんですが、当学院は、学科を作らなかったんですよ。それで、他の学校がコンピュータ科をやめちゃっても授業の中でやめなかったのは当学院だけですよ。続いたのは当学院だけですよ。

**松岡** 本当に驚きました。

**上條** うちもねえ、宣伝が下手だったのかな。最初は学生の月謝が一番安かった、よく考えてみると、資格を与えているのに見合った月謝になっていない、それに気づいて数年かけて月謝を上げたということがあります。こういうことがなかったら、続かなかったでしょうね。

**花見** 法務省の研修プラス土地家屋調査士としても推薦しますということで、お互いに将来的に盛り上がっていったらと思いますね。

**松岡** また、実務的につめさしていただいて、今後、

講師を派遣せよということになれば派遣しますし、近畿のインターンシップのように夏休みに学生を受け入れていただいているようなことも考えられますね。インターンシップというのは、法務局の調査とか現場でスリリングなことを経験するでしょう、そういう経験をすると調査士としてのイメージも変わってくるわけですから。

——話も煮詰まってきました、愈々最後ということでイメージの向上、夢を与えるということで新春対談にふさわしい幕引きをお願いします。

**上條** 先ほどの人材確保の方策というところと関連するけれども、我々の分野では伊能忠敬、彼は50歳から測量を始めたんだけど、もうちょっと勉強のしがいがあるということを前に打ち出していくということかな。

**松岡** 2000年に土地家屋調査士ができて50周年だったわけですがけれども、50周年記念事業として「伊能ウォーク」をどっぷりやらせていただいたわけですが、一つは生涯教育の重要性とかいう視点もあるんでしょうし、また、測量とか地図の重要性を世の中に分かってもらおうとか、いろんな切り口から参画していったんですけど、社会人教育とかそういう、これは理事長のおっしゃっている意味とは少し違うかも分かりませんが、いろんな大学なんかも本腰を入れてやっていく、そういう環境をつくっていくというかね…

**上條** このパンフレットのように、地球規模ですな(笑い)。このピラミッドがね(笑い)。

**松岡** これはね、広報部の連中がこってりと作ったんですよ(笑い)。

**花見** これ、すごくいいですよ。

**松岡** 彼らはね、このころから測量あったんやろねとかいいながら(笑い)。

**上條** そうですよ(笑い)。

**松岡** これ、出来立てのほやほやでね。いま、ここで初めて配るんですけどね。

**上條** あー、そうですか。前からあったんじゃないんですか。

**松岡** いや、前のは、国土建設学院みたいなカタイのがあったんですけどね(笑い)。

**花見** ほんと、これいいです。ピラミッドが地球の



土地家屋調査士パンフレット

半径を決めているというのがね(笑い)。

**松岡** やっぱりわかっている人はわかってるんですよ(笑い)。

**花見** ここまで考えてやられるというのが、たいしたもんですよ(笑い)。ピラミッドの光と影で地球の大きさ決めてますから。ヘレニズム時代に穴を掘って昼間に星を観測して、地球の半径出したエラトステネスなんかも連想できますしね。

**松岡** これが新戦略の第1号で。これからどんどん出てきます(笑い)。

**花見** ここに三脚もった調査士の方が居ないのが残念ですね(笑い)。このピラミッドの先端指さして、ここに測量の星があるとかね(笑い)。

**上條** 私も、頭の中では分かっていたつもりなんですけど、こうやって具体的な話しになると、やっぱり殿様商売やっておったのかとあらためて思いますね。

**松岡** 私も連合会で最初は広報部長から始めたんですけど、それまでの広報を見ていて、これはこの時代には無理だと思って、地籍サミットなり、何なりをやってきたんですけど、ただまあ、そんなに重ねているわけではないので、広報が一番大事だということで、後継者の問題というのは、普通であれば総務部に属することですけど、これはもう広報でやろうということでやっているわけですけど。

**上條** だからいろんなことは考えられるんだけど、思ってるだけじゃなくて実践しないといけないということからすると、一步、一步地道にやっていくということなんだなあ。

**松岡** 先ほどの話、ありましたですね、この学園の

校訓に (笑い)。

**上條** 実践躬行 (笑い)。

**松岡** 空理空論を避け、実践躬行の人物をそだてる。

**上條** あれはね、この時代には、気づかないですよ。だから、一個一個やるんですよ。

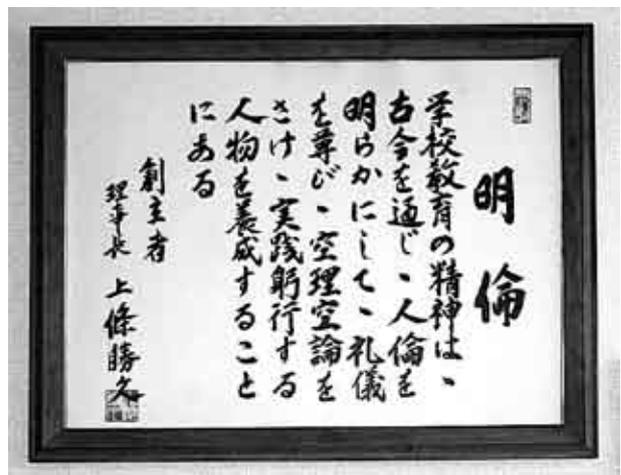
**松岡** こちらの校是を解説しながら (笑い)。

**上條** (笑い) そんなことかなと、私らは思いますね。

**松岡** 私はね、測量の分野、調査士の分野、もっともっと広がりをもってくる分野だと思うんですよ。だから夢を持っていたきたいし、そのためには広報活動やらにゃいかんと言うことでしょうね。20年前は、マイナーなものだと思われていたんですけども。

**上條** そう思います。というのはね、昔は、水と空気はただだと思われていたでしょう、でも最近は、テロだとかなんとかで、水と空気にもいろいろ工夫、セキュリティが導入されているでしょう。同じなんですよ、土地とか測量とかも。いよいよ、時機到来だと。それと何と言っても土地や建物は大切な財産だからこれは重要であるという再認識を訴えていくということではなくてはいけませんね。

**花見** 今日、会長を初め、皆さんにこういう機会をいただきました、これをきっかけにして是非お互い



国土建設学院校是

に協力しながら、お互いの分野の時代にふさわしい礎を築いていきたいと思えます。

**上條** このピラミッドのパフレットのよう、まったく新しいものと古いものが合体しているということ、お互い共通している分野であり、この協調の上になんて新しい時代に進んでいくということですね。

——今日は、大変虚心坦懐なお話が伺えて、大変参考になりました。ありがとうございました。



# 進行中のプロジェクトの意図すること

日本土地家屋調査士会連合会専務理事 瀬口潤二

昨年7月の参議院での結果は、政権の交代を含めた大きな政治的変化の表れで、土地家屋調査士制度にとってもその影響を意識しない訳にはいきません。

小泉内閣で始まった規制改革は、すべての既得権益への問題提起ですし、既存の仕組み、既存の思考の転換を求めているものにほかなりません。

当連合会としても、「これまではこうだったから、こうすればよい」といった考えを転換し、この社会変化に対応した組織運営を強いられていると申し上げておきます。

現在施行されている新不動産登記法から意識的に考えておかなければならない改正の意図を3点挙げておきます。

- ① IT 国家戦略政策から来るオンライン登記申請への対応
- ② 都市機能の再生政策から来る各省連携による地図作りへの対応
- ③ 司法制度改革から来る専門資格者活用策への対応

これを意識すると、オンライン登記申請が進まない現状を冷やかに見守っていることは、土地家屋調査士制度の放棄につながることであります。また、地図作りにしても、法務省のみならず国交省からの、土地家屋調査士が培ったその知恵を活用したいという期待にもこたえていかなくてはなりません。司法制度改革の一翼を担う組織として認知され、筆界特定制度への参画や、ADR代理権の付与など、新不動産登記法や土地家屋調査士法の改正の意図を実現する、土地家屋調査士にとっての「舞台」が目の前に現れています。

連合会にとって、また各調査士会にとっても、この「舞台」を昇っていく以外に選択肢はありません。しかし、この舞台には大きな希望が用意されているはずで

国民が安心して豊かな生活ができるお手伝いのための専門家として、国民から頼られ、尊敬される国家資格者の地位を不動のものとする国民の期待が込められているのです。

「舞台」へ駆け上がるには、松岡会長の掲げる「会員の基礎体力の向上」と「会員力の結集」が不可欠です。全国のすべての会員の支援と協力を強く呼びかけたいと思います。

その意味で、平成19年度6月総会で可決頂いた制度対策本部と社会事業部の事業計画に添って、予算の許す範囲で、連合会の役員だけでなく全国の各会から推薦された精鋭を組織し、以下の6つのプロジェクトが活動しています。

いずれも新しい法律の意図を意識し、「舞台」を昇るための「階段作り」として、以下のプロジェクトの活動を見守っていただきたいと思います。

## 日調連技術・データセンタープロジェクト

### ◆登記基準点 PT (第1次 PT → 第2次 PT)

調査士等が設置し一筆地測量の与点として利用している登記基準点を、不動産登記規則77条の基本三角点等とするため(測量法の枠外で)その精度等の信頼性を評価する仕組みを作ることとした。→**登記基準点評価委員会(以下、評価委員会)**と称する

平成18年度から石橋前副会長、柳平前業務部長を中心に法務省、国土交通省とこの方向性と効果を検討したものを継承。この仕組みが、社会的にも評価されるためには、第3者による提案や助言を受けやすくする必要があり、評価委員会の助言機関として、有識者協議会を置くこととした。

協議会の人選は、調査士制度の社会的貢献策へ理解がある有識者のうちから、法務省、国交省等の助言を検討し、就任を打診し、第2回目の準備会(12

月3日)で、正式に就任承諾を得た。→**有識者協議会**(清水英範、坂巻 豊、大瀧 茂、坂元 均)

平成19年度中に、この仕組みを始動させるため、試行地区を指定し、申請→検定→評価→認定の一連作業を実施し、法務省民事局民事第二課への照会・回答の作業を行うスケジュールとしている。

<担当：國吉業務部長>

【注】登記基準点PTは、今後、業務部で所管する**日調連技術センター**と**日調連データセンター**とに衣替えし(日調連技術センターの一部メンバーが評価委員会を担う)、測量技術の改善・充実策を担う分野とWEB技術等を使い、基本三角点等に位置づけられ基準点等成果の保管や公開、その他収集資料の収集・公開に関することを担う分野の二つに分け発展・解消させる予定

## オンライン申請促進プロジェクト

### ◆司法制度調査会のオンライン申請促進策への対応

政府の推進するオンライン申請の予想外の低迷を受け、与党(自民党)の司法制度調査会登記オンラインプロジェクトチームから登記手続きの専門家団体としてヒヤリングを受けた。

同司法制度調査会で、法務省民事局は、改善策を示し、政令、省令等の改正を行う旨と方向性が示された。改善策を検討する上では、公的個人認証制度の普及が遅れている点や登記識別情報等のオンライン化に伴い導入された制度の利点や欠陥についても議論された。

この議論の中で、権利の登記に比して、表示の登記関係が、この改善策だけでは、不十分と考えられ、連合会としては、PT会議参加の議員に対し調査士制度の正確な説明を繰り返す活動を行い法務省に対しては、個別に論点を整理し、実務的な措置の確認等を行ったところである。

<担当：下川副会長>

### ◆法務省の示すオンライン申請改善策への対応

12月に示された政令、省令のパブリックコメントには、各会、各理事から寄せられた意見を集約し、意見と要望を提出した。

日調連のオンライン申請促進策としては、ブロックごとに推進委員を募り、説明会を開催した。

ブロック協議会を核として、段階的な推進方法を示すこととした。(12月12日)

<担当：関根総務部長>

### ◆XML仕様による図面作成ソフトの開発

会員から、「測量ソフトメーカーの統廃合により、メーカー提供のソフトが高額の傾向にある。」あるいは、「一定のメーカーの囲い込みにつながっている。」等の声もあることから、オンライン登記申請に必要な、安価な図面作成ソフトの開発を進めている。

<担当：関根総務部長>

## 地図・地籍に関する総合プロジェクト

### ◆14条地図作成作業規程改訂版在宅編集

14条地図作成作業規程対応の会議を3回開催している。

泉PT委員長、石橋制度対策特命委員、倉富PT副委員長、三嶋PT副委員長、大保木PT委員、中岡PT委員、豊島PT委員において、作業工程の見直し等を含めた同規程の改訂版に係る原稿の作成を、各委員が在宅にて集中的に行っている。

<担当：小林社会事業部次長>

### ◆平成20年度地図作成等関連予算について

(平成19年12月28日付け日調連発第327号)

各調査士会会長宛に、法務省が平成20年度に実施する地図作成作業等に関連する予算について、昨年12月24日に政府原案として閣議決定がなされた旨周知を図るとともに、登記行政に深く関わりをもつ土地家屋調査士としても、改めて登記所備付地図の整備の重要性を受け止める必要性及び本趣旨を汲み取られたうえでの地図作成作業推進への協力方のお願い文書の発出がなされました。

### ◆効率的な地籍整備手法に関する検討委員会

(12月4日)

国交省の主宰する上記検討委員会に、瀬口専務理事と山田社会事業部長が委員として出席した。

---

## 筆界特定制度対応 PT

---

### ◆「筆界特定実務の手引」の発刊

(第1次)筆界特定PTにおいて、作成に当たった上記手引書の原稿に関する最終の調整作業を集中的に行い、校了、印刷終了し、平成19年12月各調査士会会員数相当分を送付した。

### ◆第2次筆特PT組成とPT会議の開催

筆界特定制度の定着と発展を目指して、制度発足後1年半余を経過した筆界特定制度の現状(実態)を正確に把握してその分析を行い、改善(対内的、対外的)方策を検討し、実施することを組成趣旨として、上記PTが組成された。

人選については、各委員の出身ブロックのバランスを考慮すること、選任条件として、現在筆界調査委員の任にあること等の申し合わせを踏まえ、下記会員を、調査士会、ブロック協議会より推薦いただいた。

奥山 慎会員(東京会)、赤堀 一通会員(静岡会)、  
松岡 清会員(愛知会)、我妻 昭会員(宮城会)、  
小野 省三会員(愛媛会)

平成20年1月下記事項の協議検討を主眼とし、第1回PT会議を開催

- 1 組成趣旨説明
- 2 協議検討事項(概要)
  - (1) 筆界特定現状(実態)調査について
  - (2) 筆界特定研修の実施準備
  - (3) 制度改善への協議実施

<担当:宮嶋社会事業部理事>

---

## 日調連ADRセンター

---

### ◆ADR担当者会同の開催(平成19年12月9、10日、TKP御茶ノ水ビジネスセンター)

全国の土地家屋調査士会の境界問題相談センター(ADRセンター)既設置会及び未設置会間の情報交換と設立支援並びに今後の運営、活動についての意見交換等を行うことを目的として、上記会同が開催

された。(各会出席者総数93名)

<担当:小林副会長>

### 【内容】

法務省大臣官房司法法制部参事官の内堀宏達殿を講師とし、「民間型ADR」「土地家屋調査士の関わり」と題し、土地家屋調査士がADRに關与する意義等について基調講演を賜わる。出席者を境界問題相談センター既設置会と、未設置会の2つに分けての分科会の実施や、テーマ設定を行ったグループ討議を通して、ADRセンターの運営上の課題、相談・調停における課題など、ADR法上の「認証」申請等についての意見交換、情報交換を行った。(少人数の運営担当者同士による膝詰めの議論をした。)

開催に先立ち、事前に、各土地家屋調査士会を対象に実施したADRに関する全般的なアンケート調査結果に、様々な分析を加え、会同当日の資料として活用した。

---

## 公嘱関連プロジェクト (公共嘱託登記関連業務対応)

---

### ◆全公連との打ち合わせ(9月18日、9月25日、11月1日)

### ◆全公連の開催した研修会へ参加(11月19日)

新公益法人法及び整備法について、全公連と情報交換し、全国的な対応状況を確認中。

また、この法律について、有識者等の意見を聴取し、単位会から各公嘱協会への助言ができるよう対応の準備をしている。

この打ち合わせ会議では、地図作成の担い手の中核が、経験豊かな各公嘱協会であることから、受託体制を含め意見交換をし、議員連盟等との連携・対応を協議した。

その他、全公連を介して、各地区の公嘱協会からの意見や要望に対応している。

# 担保法制に求められる現実的使命と理想

創価大学法学部 教授 花房 博文

I バブル崩壊後の金融破綻を受けて担保法領域についての制度改革は、数においてもスピードにおいても著しいものである。

「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」(平15・8・1法律134号)により担保・執行法の一体的改正がなされたのは記憶に新しいであろう。

同改正の主な目的は、1. 抵当権の不動産収益からの優先弁済制度の確立と、2. 抵当不動産の競売妨害に対する保全処分の強化にあった。1に関しては、担保不動産収益執行制度を創設。2に関しては、増価競売制度や短期貸借の保護規定の廃止、抵当権者の承諾を得た貸借制度の創設と一括競売制度の修正、及び民事執行手続上の各種保全処分の強化が規定され、競売妨害の除去に功を奏している。しかし、同審議の過程で、1に関し、なお物上代位の有用性を認めたことから、収益執行制度との整合性について、新たに議論を生じさせている。また、2に関しても、民事執行・保全法の改正によって、競売手続における占有回復が実現されるに至った現状と、近時の判例が構築してきた抵当権の占有支配の必要性との整合性に再検討が求められることになろう。

II 不動産担保制度の在り方を見直しする傍らで、低落した不動産価値を上回る売掛債権や棚卸資産への担保価値が見直され、集合動産・債権譲渡担保制度の有用性の

検討が繰り返されてきた。特に「債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」(平16・12・1法律148号)によって、債権譲渡特例法の登記は動産譲渡・担保へと拡大され、資金調達源の確保と第三者対抗力としての公示性の向上が図られた。さらに、譲渡担保の対象たる在庫商品等が売却されて売掛代金債権になった場合であっても、延長型集合債権譲渡担保として効力を及ぼさせるために、上記登録制度の一体化を図る立法的提言をおこなう見解もあらわれている(吉田光碩「延長型集合債権譲渡担保の可能性について」判タ1197号83頁)。

III 従来の手形や債権譲渡といった資金調達手段には、手形では①作成や交付、保管にコストがかかり、②盗難や紛失するリスクがあり、債権譲渡では①債権の存在を確認するコストがかかり、②二重譲渡されるリスクもあった。そこで、これらのリスクやコストを削減し、売掛債権等を有する事業者の資金調達の円滑化等を図るため、「電子記録債権法」(平成19・6・27法律102号)が制定された。なお、電子記録債権とは、その発生又は譲渡について、電子記録を要件とする金銭債権をいう(同法2条1項)が、単に債権の存在を電子媒体によって公示するに止まらず、意思表示の効力や譲渡、消滅において、特別な規定が設けられており、「新しい債権」概念として理解しなければな

らないものといえよう。

以上のように、平成以降に繰り返されてきた法整備作業は、担保価値の維持を図り、回収妨害を除去し、資金調達源の拡大を図ることで、直面する経済的危機を克服するための高度に専門的な施策としての使命を負うものばかりである。

IV そして今、債権法を中心とした民法典の抜本的改正に向けて「民法(債権法)改正検討委員会」の作業が開始された。その具体的な審議日程等は未定である(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji99.html>)が、内田貴事務局長によれば、民法典の果たす大きな役割や現行民法の制定過程の歪さにも言及され、「今回の改正は規定の不備を修正するといった通常の法改正の域を超える、一大文化事業」としての抜本的な改正作業と位置づけられている(内田貴「いまなぜ「債権法改正か」か? (上)」NBL871号16頁)。

思うに、立法数の多さや専門性の高さにおいて、例をみない昨今の金融担保領域での法整備は、私法秩序の根幹である民事実体法の役割を、むしろ国家的経済的な施策の手法としての役割に変容しつつある。つまり、それだけ急速な社会変化と、切迫した経済問題に直面していることを伺わせるものであろう。

しかし、そのような中において、債権法改正にあたって掲げられた目標は、法治国家における制定法の役割に立ち返るものとして、どうしても期待せざるを得ないのである。

# LOOK NOW

## 「ADR 担当者会同」開催

平成19年12月9日(日)、10日(月)、TKP 御茶ノ水ビジネスセンターにおいて、ADR 担当者会同が行われました。

この会同は、全国の土地家屋調査士会の境界問題相談センター(ADRセンター)既設置会及び未設置会間の情報交換と設立支援並びに今後の運営、活動についての意見交換等を行うことを目的として開催され、全国土地家屋調査士会から93名が出席しました。

### 主な内容

#### 第1日目(12/9)

- 会長挨拶
- 日調連 ADR センターの取組みについて(日調連 ADR センター委員紹介)
- 基調講演「民間型 ADR」  
“土地家屋調査士の関わり”  
講師：法務省大臣官房司法法制部参事官 内堀 宏達氏
- 実態調査報告 藤原センター副委員長、谷口センター委員
- 分科会(センター未設会、センター既設会)
- 全体での情報交換・意見交換

#### 第2日目(12/10)

- グループ討議(テーマ：運営、研修、財政、認証、筆特)
- 各班による討議内容の発表(1～10班)
- 総括「土地家屋調査士型 ADR 機関の設置と意義—その役割—」



法務省大臣官房司法法制部参事官  
内堀 宏達氏

1日目には、法務省大臣官房司法法制部参事官の内堀宏達氏を講師としてお迎えし、「民間型 ADR」“土地家屋調査士の関わり”と題した、土地家屋調査士が ADR に関する意義等についての基調講演を賜りました。

また、2日目は、出席者を境界問題相談センター既設置会、未設置会に分けての少人数の運営担当者同士による分科会の実施やテーマ設定を行ったグループ討議を行い、ADR センターの運営上の課題、相談・調停における課題など、ADR 法上の「認証」申請等についての意見交換、情報交換がなされ、膝詰めの議論が展開されました。

会同後の平成19年12月17日、大阪土地家屋調査士会(「境界問題相談センターおおさか」)が、土地家屋調査士会としては初めて、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に規定する法務大臣の認証(裁判外紛争解決機関(かいけつサポート)としては第6号)を受けました。

また、平成20年1月25日には、愛媛県土地家屋調査士会(「境界問題相談センター愛媛」)が土地家屋調査士会として2番目(裁判外紛争解決機関としては第8号)の認証を受けました。愛媛県土地



分科会やグループ討議



各ADRセンターのポスター・パンフレット

家屋調査士会の認証については、今後、会報で触れる予定です。

## ADR 認証を受けて

境界問題相談センターおおさか  
推進委員会委員長  
大阪土地家屋調査士会  
井上 直次

大阪土地家屋調査士会は、「境界問題相談センターおおさか」について平成19年12月17日に、ADR 法第5条の規定に基づく認証第6号を無事受けることができました。大阪弁護士会並びに連合会、各単位会等関係各位に感謝申し上げる次第であります。

今回認証を受け、これまでの道程を思い返しますと、感慨深いものがあります。境界問題相談センターおおさかは、平成15年3月1日に愛知会に次いで全国で2番目の境界に関する ADR 機関とし

て開設されました。私自身は、平成16年、平成17年の2年間は担当副会長として境界問題相談センターおおさかに関与し、平成19年度からは、西田寛前推進委員会委員長の後任として委員長を務めることとなりました。その時の正直な感想は、「大変な時に委員長を務めることになってしまったなあ。」というものでした。そして、その後、この役職がいかに重責であるかを身にしみて感じざるを得なくなるのです。

境界問題相談センターおおさかの運営の体制を少しご紹介させて戴きますと、運営は弁護士5名、土地家屋調査士5名から成る運営委員会が、司っております。運営委員長がセンター長となっており、センター運営の事務を統括しています。そして、この運営委員会をサポートするのが、本会の特別委員会である推進委員会です。土地家屋調査士の運営委員は、推

進委員を兼務しております。事実上は、推進委員会の委員長、副委員長2名、委員2名が運営委員として選出されているものです。推進委員は、現在15名で構成されています。

今回の認証へ向けての準備は、推進委員による膨大な時間を費やした検討作業と弁護士運営委員の絶大なご協力によるところが非常に大きかったと感じています。どちらが欠けても、認証には遠く及ばなかったと考えています。具体的な作業内容は、佐久間委員・山脇委員に後述して貰いますが、最終決定の場には必ず弁護士運営委員が居て頂いたことで、作業の円滑化が図られたと思います。

今回の認証申請の準備作業には、センター事務局にも積極的に参加してもらいました。日々の事務を行っているのが、センター事務局ですが、現在、センターおおさかの事務局は、事務局長と事務

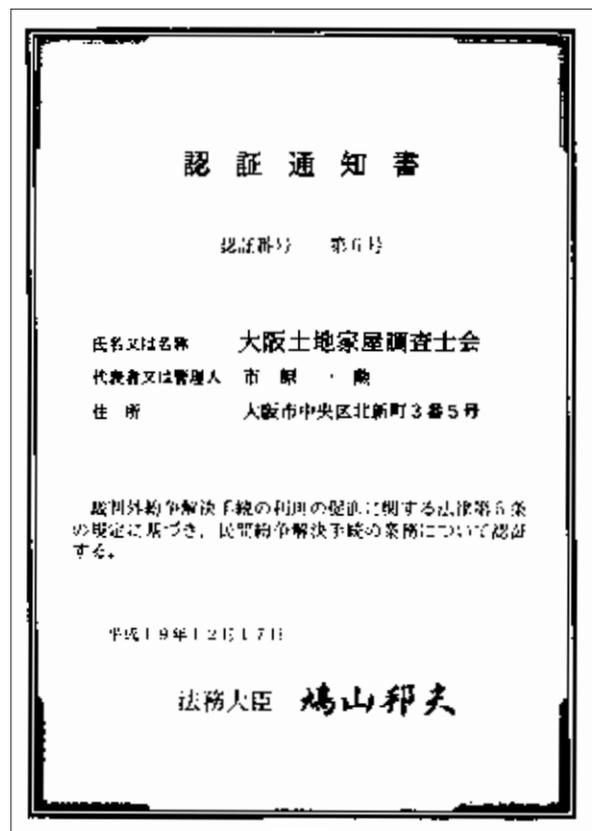
局員1名で構成されています。事務局長には元裁判所事務局員で調停事務に精通した人に就任して貰っています。規則等と現実の事務手続とが乖離しないようにするには、細かい事務手順について熟知している事務局の意見を取り入れたり、事務手続手順を確認したりすることが不可欠です。

これから認証申請を予定されている会に御助言するとすれば、準備・検討作業に携わる人材の確保と役割分担・連携が、認証申請のカギであるということです。そして、是非とも心掛けて頂きたいことは、認証申請準備段階からの弁護士会との協働です。それぞれの会の規模や、地域的な事情があると思いますが、それぞれの会に可能な形を見出して、地域に根ざしたADR機関を作り上げて頂きたいと思います。

認証を受けることの意義は、利便性、信頼性、質の向上であると



法務省司法法制部菊池洋一部長から認証通知書を受領する大阪会西田寛副会長



認証通知書

思います。認証を受けることで時効の中断効等の法律効果が付与され、利用者にとってより利用しやすい有益な機関となり、法務省が認めているということで、利用者は安心して利用することができます。また、ADR法の認証基準をクリアすることは、ADR機関の質を向上させることになり、手続実施者にとっても自信と確信を持って手続きにあたることになるのです。

さて、いよいよ、センターおおさかは認証ADR機関としてのスタートを切った訳ですが、これからは本当に大変なのだ、運営委員・推進委員一同肝に銘じているところです。今年、全国の単位会で次々と認証ADR機関が誕生することと思います。これからは、それらの認証ADR機関と運営や研修について情報交換を行い、更なる質の向上を図りたいと考えているところですので、宜しくお願い致します。

## ADR認証申請の経緯

境界問題相談センターおおさか推進委員会

推進委員 佐久間史泰  
推進委員 山脇 優子

井上委員長から御報告がありましたように、「境界問題相談センターおおさか」は、認証ADR機関としての一步を踏み出すこととなりました。ご参考までに、今回のADR認証申請の経緯をご紹介します。

「境界問題相談センターおおさか」は、認証を受ける以前にすでに民間型ADR機関としてスタートして4年余を経ており、運営のために「センターおおさか規則」・「センターおおさか運用規程」を定めておりました。それに基づいて、

事務手続要領・書式・相談員調停員心得等も作成しており、それらを、ADR認証基準を満たすものに変更していく必要があったのですが、前推進委員長であり現在センターおおさか担当である西田寛副会長が「家の増改築が新築よりも大変なのと同じ。」と言われたとおり、これがなかなか大変な作業で、1箇所を変更すればそれに伴い数箇所を確認して変更しなければならないということになり、膨大な時間を要することとなりました。この経験から、ADR機関をこれから設置される会には、認証申請の予定が有っても無くても、ADR法第6条の基準を満たす規則作りをされるよう、御提案致します。

### ●現行規則等の検討

認証に向けて、まず推進委員会が行った作業は、現行の規則等が認証基準であるADR法第6条の各号を満たしているかのチェックでした。ADR法第6条の各号と現行規則等の対照表を作成して規定されているかどうかをチェックし、規定されている場合は内容が基準に見合うものかどうかを検討して修正し、規定されていない場合は条文を新設するという手順で進めました。この検討には、「連合会規則案」との対照も行い、参考にしました。この段階の作業は、推進委員を班分けして各班にADR法の条文を割り当てる、各班は会員専用ネット「滞ネット」で意見交換や成果の送付をしたり小委員会を開いたりして検討し、推進委員会で成果を報告し検討したものを運営委員会で報告し助言を受けて修正する、という順序で行いました。担当者を決めて成果を持ち寄るという形は、この後の作業にも用いました。小回りがきくし、責任感を持って作業にあた

るという利点があったと思います。

認証基準を満たすように規則を変更した規則改訂案が、平成19年1月12日理事会で承認され、それに伴い、運用規程の改訂案を検討し、手続説明書や9面フロー図の作成も最終段階に入った時点で、「規則」「運営規程」「手続実施規程」「費用規程」から成る連合会規則等案が示されました。これについてどう考えるかについては、推進委員会でも意見が分かれたところですが、四つの規則・規程から成る体系がすっきりしていて分かりやすいことと、既に司法法制部との打ち合わせ済みであることから、連合会規則等案の体系を用いて、センターおおさかの特徴は残しつつ連合会案の良いところは取り入れる方向で、再度比較検討することにしたのです。

### ●規則改訂案作成とその他の添付書類の作成

規則等の最終的な検討は、連合会の規則・規程ごとに大阪会の検討済案とを比較対照する形で行いました。それと共に4つの規則・規程を対照できるように並べて表示する四段表を作成し、認証基準を満たすだけでなく、実際の運営に必要なことが規定されているかどうかの検討を行いました。これらの作業は、運営委員と規則担当者が、土曜日から日曜日の午前10時から午後6時頃まで、弁護士運営委員の事務所をお借りして行いました。弁護士運営委員の方々には本当に感謝しております。

規則の検討と平行して手続説明書や9面フロー図等の添付書類の修正も行いました。また、規則を変更することで、書式も新設、変更をする必要がありますので、これも担当を決めて検討していき

## ●事前相談と対応

規則・規程の改訂案ができあがり、平成19年7月10日に、弁護士福原哲晃運営委員長をはじめ弁護士3名西田寛副会長はじめ土地家屋調査士3名で司法法制部に事前相談に伺いました。事前相談にあたっては、認証申請に必要な書類のうち役員に関する書類と証明書関係以外は全て用意し、四段表と連合会規則等案との対照表も事前に送付しました。

事前相談では、研修に関することや実際の運営に関し若干の質問を受けましたが、運営に携わる者と手続実施者の資質を見極めたいという思いが伝わってきました。

事前打ち合わせの内容を参考に、さらに規則等を総点検して、若干の修正を加え、平成19年8月2日付で、新しい体系での規則案が理事会で承認されたのです。

## ●土地家屋調査士法に基づく指定と認証申請

ADR認証申請をするにあたり、平成19年1月24日付で「境界問題相談センターおおさか」として土地家屋調査士法第3条第7項の規定による「指定」を受けていたものを、大阪土地家屋調査士会として「指定」を受けなおす必要がありました。「認証」を受ける団体には、経済的基盤が要求されていますが、現在、センターおおさかは経済的に会に依存せざるを得ない状況ですので、「認証」は大阪土地家屋調査士会が受ける必要があります。運営の一本化のためには、「指定」も大阪土地家屋調査士会で受ける必要があるからです。また、利用者にとっては、「境界問題相談センターおおさか」は、大阪土地家屋調査士会の中に設置された機関と認識されるであろうということも理由の一つです。

認証申請の前段として平成19年8月1日に「指定」を再度申請しました。

そして、平成19年8月10日のADR認証申請へと漕ぎつけたのです。

## ●現地ヒアリングと書面・電話による質疑応答

平成19年9月20日に、司法法制部による現地ヒアリングが行われました。質問事項については、予め連絡戴いていたので、慌てることなく対応できました。事前相談に司法法制部に伺った時に感じたとおりに、運営に携わる者と手続実施者の資質を見極めるのが主眼であったと思います。と同時に、施設の視察もあったと思われます。

現地ヒアリングの後、司法法制部から何度か書面や電話により質問がありました。これは、今から思えばいよいよ決裁のための最終段階のチェックに入った為ですが、当時は、ハードルの高さを感じ、少し不安を覚えたのも事実です。

## ●認証を待つ間の作業

現地ヒアリングや書面・電話による質疑応答と平行して、認証を待つ間に、ホームページの変更案やパンフレット案の準備を行い、センターおおさか担当以外の事務局員に対しても守秘義務等新規則の事務局関連事項の説明会を行いました。また、関与構成員には認証後の対応がスムーズにいくように新規則について研修を行いました。

改訂後の新規則は、認証の日に施行されることになっており、認証の時には全ての準備が整っていなければならなかったからです。

## ●認証当日

こうして、やっと平成19年12月17日に認証されたのですが、認証が下りるとの知らせを受けたのは、認証の数日前でした。司法法制部には西田寛副会長が赴くこととなり、松岡連合会会長にも同席戴いての認証式となりました。また、弁護士運営委員に相談し、認証の日に大阪地方裁判所の記者クラブで、記者会見を行いました。

以上、認証を受けた経緯について雑駁なご説明をさせて頂きました。今回の認証申請準備担当者として感じていることは、認証に際しては利用者から見たセンター、つまり手続実施者側の受け入れ態勢が整っているかが問題とされているのであろうという事です。

また、認証を受けるか否かにかかわらず、「利用者に受け入れられる手続きに仕上がっているか」は重要なことだと思われます。利用者に受け入れられるためには、手続きが理解されやすく出来ている必要があります。これは、単に規則などの条文がシンプルにできているということではないと思います。勿論、整った規則であることは大切だと思います。しかし、それよりも利用者側から見て公平・公正な機関であると感じられるように作られているかが問題のように思います。透明性が十分に確保され、信頼されるセンターでなければ、そこで実施される相談・調停について信用されることは難しいと思うのです。

境界問題相談センターおおさかは、新しい第一歩を踏み出しました。これからが大変です。利用者の信頼を勝ち得るために、当分、私達の事後作業は続くでしょう。



# 「土地家屋調査士測量技術講習会」

## 福岡会場・静岡会場開催報告

先般、土地家屋調査士測量技術講習会が開催された。この講習会は土地家屋調査士法第25条に規定する研修の一環として、土地家屋調査士の技術の向上、技術水準の確保を図ることを目的に過年度より準備を進めてきたもので、本年度は試行として開催した。

講習概要は、地積測量図等を作成するための基本となる基準点測量技術の習得を目的とし、測量法等の関連する法律に基づき、公共4級基準点測量相当の位置決定技術全般並びに工程管理・精度管理等を学習するものであり、土地家屋調査士のみを対象とした。また、(社)日本測量協会との綿密な打合せを重ねてカリキュラムを作成し、講習会の実施は経験豊富な同協会に委託する形式により行うこととして、今回の試行開催を迎えた。

実施会場は、これまでに(社)日本測量協会による研修実績のある会場の中から福岡・静岡の二会場を選定し、全国の会員に開催の連絡を行った。その結果、140名を超える応募があり、抽選により各会場30名の受講者を決定した。

### 福岡会場

記念すべき第一回測量技術講習会は、平成19年11月9日(金)から11日(日)の3日間にわたり、福岡県宮若市にある「スコレ宮若」で開催された。この会場は大小のセミナー室・食堂のほか宿泊施設も完備され、また、測量実習が近くで可能な会場である。

(社)日本測量協会の高野良仁講師は前日には会場入りされ、研修当日の朝には、既にセミナー室の机に配布資料等が並べられ、受講者の到着を待っておられた。

地元福岡県土地家屋調査士会から中村邦夫会長と草賀裕一副会長においでいただき受付を担当していただいた。受講者全員集合を確認の後、講師から挨拶及び事前注意事項の説明を受け、9時45分より中村会長の挨拶、続いて(社)日本測量協会の瀬戸島政博理事の挨拶があり、定刻の10時に講義開始となった。

#### 【一日目】講義

終日座学形式での講義で、そのカリキュラムは下記のとおりである。

- ・測量技術者の倫理(テキスト配布のみ)

#### ・測量の基準

- ①測量法 ②地球の形状と大きさ ③地理学的経緯度 ④地心直交座標 ⑤平面直角座標 ⑥高さの基準 ⑦基準点の種類

#### ・公共4級基準点測量

- ①登記測量体系 ②基準点測量の方式 ③TSによる基準点測量 ④GPSによる基準点測量 ⑤成果品 ⑥品質管理

#### ・実習準備

講義はパワーポイントを使用し、テキスト及び説



講義の風景

明用資料により、基準点測量の全般にわたる系統立った説明がなされた。我々土地家屋調査士が普段行っている一筆地の測量ではなく基準点測量の話であり、受講者にとっても断片的には知識として持っていた事項ではあったかもしれないが、基準点測量の全体像をわかりやすくコンパクトに解説された講義であった。

最後に、翌日に使用する測量機器についての操作方法等の説明を受け、事前に編成されていた班毎に作業順序を決めて初日の講義は終了した。

### 【二日目】実習

終日、公共4級基準点測量の外業実習が行われた。前日のうちにスタッフにより設置済みの既知点3点を公共3級基準点に見たてて、4級基準点を設置するという内容であった。

午前中はTS観測を行い、午後はGPS短縮ステティック法及びネットワーク型RTK-GPS（VRS方式直接法）による観測を行った。測量機器の台数に限りがあり全員が観測出来なかったことは残念であったが、作業手順の流れは理解してもらえたのではないかと感じた。観測データのパソコンへのダウンロードまでを行い二日目を終了したが、高野講師は夜、翌日の演習の為に観測データの解析等遅くまでされておられた。

### 【三日目】演習

実習データによる計算演習講義で、そのカリキュ



実習の風景



記念撮影

ラムは下記のとおりである。

- ・ TS 基準点測量
  - ①距離補正計算 ②点検計算 ③厳密網平均計算
- ・ GPS 基準点測量
  - ① GPS 測量観測記簿 ②点検計算 ③三次元網平均計算
- ・ N-RTS-GPS 基準点測量
- ・ 成果表
- ・ 精度管理

講師がパソコンを操作しそれをプロジェクターで映しての講義であり、出来れば受講者が直接パソコンの操作で出来る形式が望ましいと感じたが、計算の流れは理解できたのではないかと思います。

事前に準備をしてきたとはいえ、(社)日本測量協会に委託した初めての講習会であり、試行という意味合いもあり、受講された会員の求める内容と多少の隔たりがあったことは否定できないが、概ね受講者には満足して頂いたものと受け止めている。次年度は今回の経験を踏まえ、より有意義な講習会としていきたいと考えている。

(研修部理事 桑田和明)

## 静岡会場

平成19年11月30日（金）から12月2日（日）までの3日間、「土地家屋調査士測量技術講習会」が静岡県浜松市の「カリアック」にて開催された。先に、福岡（宮若市）において開催された講習会同様、（社）日本測量協会が提供するカリキュラムにより実施された。

今回の講習会は、現在準備中の「土地家屋調査士専門職能継続学習」（仮称）所謂、「土地家屋調査士CPD」の先駆けとして、試行的に行ったものだったが、一会場30名の定員を大きくオーバーし、静岡会場には80名を超える申し込みがあった。このことは、地積測量図作成のために基本となる基準点測量の技術習得への関心の高さを反映したものだといえる。

第一日目は、地元静岡県土地家屋調査士会の阿部正善副会長に受付を担当していただき、受講者への対応がスムーズに行うことができた。また、静岡県土地家屋調査士会の木村保成会長にもご足労いただき、講義に先立ち挨拶を頂戴した。その後、（社）日本測量協会の瀬戸島政博理事の挨拶があり、同協会の調査役である松嶋成佳講師による第一日目の講義が開始された。

講習会の内容を以下に報告する。

### 【一日目】講義

座学講義は定刻どおり10時より開始され、「測



真剣に聞き入る受講生

量技術者の倫理」を皮切りに、「測量の基準」に関する講義があり、測量法、地理学的経緯度、測地成果2000の概要そして登記測量体系と幅広い内容のものだった。

「測量の基準」に続いて、「公共4級基準点測量」について講義が進められた。まず始めに、「公共基準点測量体系」ということで、基本三角点の配置について、次に「公共基準点測量の方式」につき結合多角方式・単路線方式、各方式の運用について、「TSによる基準点測量」にあっては、作業工程から計画・選点・測量標の設置・観測・計算まで一連の説明がされた。計算にあっては、点検計算・厳密網平均計算による講義であった。

引き続き、「GPSによる基準点測量」の講義が行われ、GPSの概要、基準点測量に用いるGPSの測位について、次に「公共4級基準点測量」の計画・選点・観測・計算について行われた。観測については、スタティック法、短縮スタティックネットワーク型RTK-GPS法の説明があり、計算については点検計算・三次元網平均計算についての説明があった。

次に、「成果品」についての講義があり、成果表、点の記の説明の後、「電子納品」について詳細の説明があった。

最後に、二日目の実習準備として、TS基準点測量の「計画図」を作成し、GPS基準点測量についての「計画図」「セッション図」も作成して、第一日目の講義は終了した。

### 【二日目】実習

研修施設より徒歩で、15分ほど離れた実習現場には、事前に3級基準点3点と4級基準点4点が設置されており、3級基準点3点を既知点として、TS観測による4級基準点測量を行った。これは、結合方式によるものだった。

次に、同じく3級基準点3点を既知点として、ネットワーク型RTK-GPS測量（VRS方式直接法）により4級基準点測量を行った。

最後に、3級基準点3点を既知点として、GPS短縮スタティック法により4級基準点測量を行い、実習は終了した。

実習修了後、研修施設に戻り観測データの整理を行った。TS・GPS観測データをダウンロードし、



TS 観測風景



GPS 短縮スタティック法による観測

各受講者がそれぞれ観測した観測手簿をプリントアウトして各受講者に配布され、二日目のプログラムは予定どおり終了した。

### 【三日目】 演習

最終日も定刻に開始され、実習により得たデータをもとに計算の説明がされた。

TS 基準点測量についての講義は、距離補正計算、点検計算（座標計算、高低計算）、厳密網平均計算、成果表、精度管理表について行われた。

GPS 基準点測量（短縮スタティック法）は、基線解析、点検計算、三次元網平均計算、成果表、精度管理表についてのものだった。

GPS 基準点測量（ネットワーク型 RTK-GPS 法）についても、線解析、点検計算、三次元網平均計算、成果表、精度管理表について講義が行われた。

最後に活発な質疑応答があり、一人の落伍者もなく予定どおり講習会は終了した。

待ち時間が長く、器械操作を多くしたいという声もあった。班編制も受講者 30 名中、TS とスタティックは 10 名で 1 グループ、ネットワーク型 RTK は 15 名で 1 グループと若干多く感じた。

1 グループを 5 名程度で編成し、グループごとに全測点を観測、計算を行い、他のグループとの精度比較を行う事ができれば更に理解が深まると思う。

今回の講習会を参考に、開催地を増やすことやカリキュラムの増設及びその施行開催を視野に入れて、（社）日本測量協会と検討していく必要性を感じた。

終わりに、地域も環境も違う土地家屋調査士が一同に会し、測量技術を更に高めようとする会員の熱気を感じる講習会であった。会員諸兄の更なる日々の研鑽を期待して止まない。

（研修部次長 加賀谷朋彦）

一日目の座学講義の内容については、1 日ではなかなか理解するのが困難なボリュームだったのではないかと感じた。時間の制約もあり、全般をとおして概要の説明にとどまらざるをえず、受講者の講義に対する理解度も個人差があるように思えた。受講者からは、座学講義にもっと時間をかけ、更に踏み込んだ内容を求める声も聞かれた。

実習に関しては、他の受講者が観測している間の

### 12月17日

#### ADR 法第 5 条に規定する認証通知書の交付式に陪席

ADR 法は平成 19 年 4 月に施行された。同法に基づき法務大臣の認証を得ると、当該 ADR 手続(機関)の行う業務について、時効の中断の効果や弁護士法 72 条の適用が一部除外される等の法律上の効果が与えられる。土地家屋調査士会 ADR はこの日現在で全国で 27 の調査士会に設置されているが、当日はかねてから認証申請をしていた『境界問題相談センターおおさか』が同法による認証を得、認証通知書が交付されることとなった。認証を得た大阪土地家屋調査士会からは地元での会務と重複のため上京できなくなった市原一勲会長の代理として西田寛副会長(日調連 ADR センター副委員長) 他の皆さんが出席、法務省司法法制部で菊池洋一部長から通知書が手交された。ADR 法施行以来日本の裁判外紛争解決手続としては 6 番目、もちろん土地家屋調査士会 ADR としては最初の認証を得ることとなった。法律上の効果を得ることにより社会的な位置づけも高められることになるが、責任もいよいよ重大なものとなる。

土地家屋調査士会 ADR の一部始終に立ち会った者の一人として、認証番号第 6 号が明記された鳩山邦夫法務大臣による認証通知書を拝見して感慨深いものがある。

### 20日

#### 法務省 挨拶と打ち合わせ

法務省に出向し、過日の大阪センターの法務大臣認証についてのお礼の挨拶と、当面の制度環境について若干の打ち合わせを行う。

### 20～21日

#### オンライン登記申請促進組織ブロック全体会議

オンラインによる登記申請の促進のための法改正が急ピッチで進められている。過日、法務省民事第二課から小川秀樹課長、千葉和信補佐官ほかに来会いただき改善策のあらましをお聞きしたところだが、

日調連では予めから組織としてこの促進のために取り組もうということで各ブロックにお願いしてサポート隊を組織していただいている。この日は、各ブロックの代表者においでいただき、サポート隊の組成や実施にあたっての説明と質疑の場を持った。各ブロックとも精鋭を派遣していただき、多面的な検討をいただいた。

2 日目の午前には、特に出講をお願いして法務省から前田補佐官、千葉補佐官、岩田係長、横山係長の 4 氏に来会いただき改善策を講じた政令・省令の改正の詳細をご説明いただき、質疑の時間も設けていただいた。各ブロックの担当各位には、これまでの紙申請から電子申請への転換は会員にとっても意識のうえからも、環境整備の面からも易しいものではないが、数年先には完全オンラインをも実現できるような基盤作りをと、きめ細かいサポートをお願いした。

### 21日

#### 自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会議

自由民主党の国会議員の先生方で組織いただいている土地家屋調査士議員連盟(保岡興治会長)の先生方との定例の会議が永田町の自由民主党本部で開催され、連合会役員、全国土地家屋調査士政治連盟の井上孝三郎会長ほか幹部役員、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の鈴木洋美会長ほか役員の方々とともに出席。法務省から民事第二課・小川秀樹課長ほかにもご出席いただいた。私から連合会の会務と制度環境充実のための取り組みの現状と、特に『境界問題相談センターおおさか』が ADR 法に基づき法務大臣認証を得たことの報告と、これまでに先生方にご尽力いただいたことに感謝申し上げた。

メインの議題は国家予算編成の終盤を迎えて調査士業務に関係の深い地図関係予算、筆界特定に関する予算の増強について議員の先生方にご支援をお願いした。先生方からは、法務省要求の 100% 実現を目指して頑張っている旨のお話を得た。

## 1月7日

### 日弁連ほか新年挨拶会に出席

午前 日本弁護士連合会、東京弁護士三会の共催になる新年挨拶交換会が日弁連講堂で開催され出席。法曹三者のご代表（島田・最高裁長官、但木・検事総長、平山・日弁連会長）のみなさんは来賓あいさつの中で、異口同音に来年スタートする裁判員制度について不退転の決意をもって対応することが述べられた。

午後 評議員を仰せつかっている日本地図センター（野々村邦夫理事長）の新年賀詞交歓会に出席。国土地理院の関係者ほか多数の出席者と懇談させていただいた。

終了後連合会に戻り事務局職員に新年のあいさつ。

## 8日

私の地元である大阪法務局に高野伸局長を訪ね新年のあいさつをさせていただいた。局長室と同じフロアの大会議室からは管区内登記官へのオンライン申請促進のための改善策についての会議が行われているらしく、法務省民事第二課の小宮山地図企画官の説明の声が漏れる廊下にまで緊張が漂っているようだった。

## 9日

### 年始あいさつ回り

各副会長、瀬口専務、竹谷常務、井上政治連盟会長、鈴木全公連会長とともに、法務省、国交省はじめ関係の省庁、関連団体、国会関係の先生方の事務所に新年の挨拶にお伺いした。

夕刻から水道橋の東京ドームホテルで開催の日本測量協会（村井俊治会長）の新年賀詞交歓会に出席。測量関連機関・団体の皆さんと年始のあいさつをさせていただいた。（瀬口専務同行）

なお、この日は連合会会館では常任理事による部長打ち合わせ会が開催され、次年度事業計画のすり合わせを行っていただいた。



年始あいさつ回り（後列左から4番目嶋山法務大臣）

## 10日

### 常任理事会（9日から）、第二次筆特PT会議、日税連新年賀詞交歓会

まもなく開催の全国会長会議に向けてその運営等について協議したほか、次年度事業計画や予算案、懸案となっている登記基準点の位置づけや各部、研究所の事業の進捗等について協議した。

午後から社会事業部の主管する第二次筆界特定制度検討PT会議に出席、挨拶と基本的な考え方について話をさせていただいた。宮嶋理事が担当して推進する。

夕刻から都内のホテルで開催された日本税理士会連合会（池田隼啓会長）の新年賀詞交歓会に出席。

## 11日

プライベートではあるが、約40年近く前、私がこの道に入る最初の段階でお世話になった恩師である松本栄一・土地家屋調査士を大阪・平野区のご自宅にお伺いし、新年の挨拶をさせていただく。松本先生は今年103歳で、おそらく全国最年長の土地家屋調査士。目も耳もまだまだお達者で、次から次へと進むごとくお話が続く。大阪調査士会での会務活動のほか、司法書士兼職者として、大阪司法書士会でも重鎮を務められた方であり、会務運営の要諦など、多くのことを教わった。年に一度のことであるが、いつお伺いしてもにこやかな笑顔で迎えていただき、年の初めの思いを新たにしている。

夕刻から所属する大阪土地家屋調査士会の新年会、地元の北支部の新年会をハシゴ。旧友や先輩・後輩と楽しいひと時を過ごさせていただいた。

# オンライン登記申請促進組織 ブロック全体会議報告



平成19年12月20日(木)、21日(金)の2日間にわたり全国8ブロックのブロック統括責任者、ブロックリーダーが集まり、「オンライン登記申請促進組織ブロック全体会議」が開催された。

各ブロックのブロック統括責任者、ブロックリーダーは次のとおりである。

関東ブロック 木村保成総括責任者(静岡会)、  
原田克明リーダー(東京会)

近畿ブロック 西田寛総括責任者(大阪会)、  
河原光男リーダー(兵庫会)

中部ブロック 茶谷和裕総括責任者(愛知会)、  
古川竜生リーダー(愛知会)

中国ブロック 桑田和明総括責任者(広島会)、  
堀口良三リーダー(岡山会)

九州ブロック 水竹亦雄総括責任者(佐賀会)、  
上村徹志リーダー(福岡会)

東北ブロック 相澤満総括責任者(宮城会)、  
川瀬重則リーダー(福島会)

北海道ブロック 西俊行総括責任者(札幌会)、  
梅澤義男リーダー(札幌会)

四国ブロック 小野省三総括責任者(愛媛会)、  
永橋博喜リーダー(愛媛会)

日調連からは、松岡直武会長、下川健策副会長、

大星正嗣副会長、小林昭次副会長、横山一夫副会長、瀬口潤二専務理事、竹谷喜文常務理事、関根一三オンライン申請支援PT委員長、國吉正和・堀越義幸・廣瀬一郎・神前泰幸・中原照泰オンライン申請支援PT委員が参加し、これまでの経過、各ブロック統括責任者、リーダー及び各单位会における役割等の説明を行い、21日には、法務省民事局民事第二課より千葉和信補佐官、前田幸保補佐官、岩田豊彦係長及び横山恒係長が参加され、平成20年1月15日より実施される「オンライン登記申請利用促進のための改善策要綱案」についての説明をいただいた。

会議に先立ち、松岡会長から、平成17年3月7日の不動産登記法の改正の中に「オンライン登記申請」が創設されるまでの法務省内の動き、国会での附帯決議等についての説明がなされた。私たちは、「法務局の適正配置」により現地と法務局との距離が離れていく現状を埋める使命がある事、資格者代理人としてオンライン登記申請に対応する事でその立場を明確にするためには、組織としての機関決定に従い、総合的に検討し対応していく必要がある事、さらには、デジタル化によって私たちの作成する添付情報が登記申請の枠を超えて社会インフラの構築に利活用できること、といった新たなステージが広がっていくとの説明があった。

## 1 オンライン登記申請の普及促進に係る日調連の今後の対応について

～関根オンライン申請支援PT委員長説明～

### (1) 日調連特定認証局について

下図1を基に、日調連特定認証局の概要について説明がなされた。

### (2) オンライン登記申請に係る日調連の活動経緯について

#### ① 日調連特定認証局の構築・運営

- ・平成17年12月9日に主務大臣が認定する特定認証局を構築



日調連松岡会長

# 日調連特定認証局について

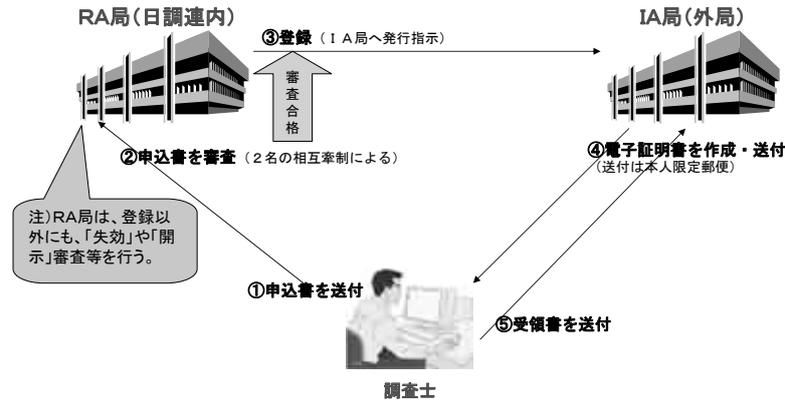


図1 RA局：電子署名法に基づく審査・登録業務を行う。  
IA局：ICカード作成 所在は秘密 調査士を電子的に証明する。

・電子証明書発行状況（平成19年11月末日現在）  
→約7,018枚

## ② オンライン登記実証プロジェクトの実施

日付	実証プロジェクト名
平成17年3月～4月	上尾オンライン登記実証
平成18年5月～6月	神奈川オンライン登記実証(約40件)
平成18年8月～10月	郵政オンライン嘱託登記実証(390件) 全国のサポート員の活躍
平成19年7月	XML実証ベンダーソフトを使用

- ・実証結果等を基に、会員サポートツールとしてのマニュアルを作成
- ・実証結果を基に、オンライン登記申請制度及び同システムの改善点等を報告・要望書として取り纏め、関係府省等に提案等している。(今回の改善策は今までの私たちの実績・提案をふまえて行われる)

## ③ オンライン登記申請等に係る伝達研修会の開催等

- ・中央伝達研修会を開催(2005.10.22,23)
- ・ブロック研修会を開催(2006.2～3)
- ・オンライン登記申請マニュアルCD-ROMを作成・配布(2006.3)
- ・オンライン登記申請マニュアルを更新し日調連HPに掲載(2007.4～)

## ④ サポート組織の組成

- ・全国にサポート員を組成して、郵政建物表題登記等のオンライン申請における会員サポートを行った。

## (3) 法務省「オンライン登記申請利用促進のための改善策要綱案」について

下記第1～第3を主に、「オンライン登記申請利

用促進のための改善策要綱案」についてその概要の解説を行った。あわせて、オンライン申請支援PTと民事第二課との協議内容【質問事項・提言、要望事項】についても説明を行った。

### 第1 添付情報の提供方法の特例

- (1) 不動産登記令関係
- (2) 不動産登記規則関係

### 第2 登記識別情報の通知及び登記識別情報に関する証明等に関する改善(不動産登記規則の一部改正)

- (1) 登記識別情報の通知の方法(規則第63条関係)
- (2) 登記識別情報に関する証明(規則第68条関係)

### 第3 登記識別情報を提供することができない正当理由の追加(準則第42条の一部改正)

また、会員がオンライン登記申請を進めるに当たり、混乱なく対応するために以下の5段階の指針(案)について説明した。

【第1段階】 乙号オンライン申請

【第2段階】 添付情報の別送方式(申請書における電子署名)

【第3段階】 添付情報の電磁的記録化(PDF等)による先行送付方式

【第4段階】 オンライン方式

【第5段階】 調査士型オンライン方式、土地所在図等と93条により他の添付情報を付けない方式

## 2 オンライン登記申請促進組織の組成について

### ～関根オンライン申請支援 PT 委員長説明～

関根オンライン申請支援 PT 委員長より、各ブロック総括責任者、ブロックリーダーの役割、各ブロックでの活動などについての説明が行われた。

#### (1) 各ブロック総括責任者の役割等について

- ・ 連合会と各会とのパイプ役  
(例)：オンライン促進指針を各会に伝達  
(例)：当該会からあがってきたオンライン登記申請の問題点等を日調連に報告
- ・ 管轄ブロック内の単位会（オンライン促進組織）及びリーダーを総括
- ・ オンライン普及に係る啓蒙活動

#### (2) 各ブロックリーダーの役割等について

- ・ 各単位会（オンライン促進組織）におけるオンライン登記申請の準備や関連する作業の会員支援を総括・サポート
- ・ オンライン普及に係る啓蒙活動
- ・ 各会からのオンライン登記申請の問題点等を総括責任者を經由して日調連に報告

#### (3) 各土地家屋調査士会促進組織の役割等について

- ・ オンライン登記申請の準備や関連する作業について会員をサポート
- ・ オンライン普及に係る啓蒙活動
- ・ オンライン登記申請の問題点等を会員から収集し、当該ブロックリーダー・総括責任者を經由して日調連に報告

一旦休憩をはさみ、以上の事項に関する質疑・応答を行なった。各ブロック総括責任者、ブロックリーダーより今後の活動についての予算立て（研修会の費用・サポート員の弁償費・ソフト、ハードの補助



関根オンライン申請支援 PT 委員長

等)、会員サポート（環境構築・研修等）、ICカード発行状況及び権利の登記に対してメリットが少ないなどの質問等が出された。

予算立て等に関しては、本年度の予算ではサポートできないが、平成 20 年度では検討する事、会員サポートについては、各単位会にて対応していただく事、ICカードの発行状況等の公開については、電子署名法及び関係法規に準じ公開していく事、さらには、XML 変換ソフト等を日調連で開発を進めている事などの説明がなされた。

## 3 オンライン登記申請の環境構築について

### ～中原オンライン申請支援 PT 委員説明～

ICカードの取得方法からはじまり、オンライン登記申請の事前準備（概要、PC等、各種ソフト・プラグインの設定等の環境構築）に関する説明がなされた。

この「環境設定の困難さ」がオンライン登記申請の促進にとり阻害要因の一つである事は以前より指摘されているので、会員が簡便な方法で環境設定ができる仕組みの構築が必要である旨各ブロック総括責任者及びリーダーから要望があった。（例えば、クリックしていくだけで環境構築が完成するようなソフトの開発など）

20日の会議は以上で、一時休会となった。

## 4 乙号オンライン申請について

### ～堀越オンライン申請支援 PT 委員説明～

上記1の「5段階の指針（案）」の第1段階である、「乙号オンライン申請」を行うに当たる利点は、電子署名が不要で実際に法務省のオンライン申請に係る各種システムの操作及びオンライン申請が体験できる事にあり（環境設定が必要）、また、乙号オンライン申請を利用する事で、登記事項証明書が700円にて取得できることである。（現行では、郵送で事務所に送付される。将来的には窓口での受領が出来るよう提言を行っている。）

堀越オンライン申請支援 PT 委員の実体験に基づく解説、実際に会議室にて乙号オンライン申請のデモンストレーションを行い、事前に必要な準備（ネットバンキング口座の開設）、各段階での注意点が説明された。

## 5 添付情報の完全別送方式、PDF 等による先行送付方式について

### ～廣瀬オンライン申請支援 PT 委員説明～

本方式は上記1の「5段階の指針（案）」の第2段階であり、平成20年1月15日より実施される「オンライン登記申請利用促進のための改善策要綱案」で規定される方式について説明を行った。

「添付情報の完全別送方式」とは、申請情報のみをオンラインにて送信（調査士 IC カードによる電子署名）し、委任状をはじめ全ての添付書類を持参又は、郵送する方式である。この方式の最大の特徴は、（今回の改善策の特徴）オンライン登記申請を実行するに当たって最大の問題点であった、「依頼人の電子署名（個人の場合は、住基カードの取得。法人の場合は、電子証明書の取得）」が緩和された事にある。オンライン申請支援 PT では、第1段階（乙号オンライン申請）を習得された会員の方が進む次のステップと考えている。ただし、この方式では、添付情報の原本が登記官の手元に届くまでは必要な調査等が行われない。

次に、上記1の「5段階の指針（案）」の第3段階にあたる、「PDF 等による先行送付方式」について説明した。この方式は、申請情報のみをオンラインにて送信するのみの「添付情報の完全別送方式」に加えて、添付情報を電磁記録（PDF 等）化した後に、調査士 IC カードによって電子署名を施したものを申請情報の添付情報として、オンライン登記申請に送付するものである。（添付情報は、令第13条第2項における原本提示のために持参又は、郵送する必要がある。）

本方式の特徴は、オンライン登記申請した段階で登記官の手元に必要な添付情報が揃う（後刻持参・郵送される添付情報とデジタル化された添付情報とを比較する事で原本性の確認が行われる。）と言う点にあり、その時点で登記処理に必要な調査等が行われる点にある。オンライン申請支援 PT では、第2段階（添付情報の完全別送方式）を習得された会員の方が進む次のステップとしてこの方式を想定している。

この段階では、添付書類のデジタル化（PDF 化）、添付情報への電子署名など、第2段階に比べスキナー、Acrobat（PDF 作成ソフト）などのソフトが必要になり、添付情報に電子署名を施すなど若干の手間は増えるが、「オンライン登記申請利用促進のための改善策要綱案」に従い、実績を積み重ね、

更なる改善（93条調査報告書の活用等による原本提示の省略）を目指すためには必要な段階である。

## 6 登記識別情報について（受領・確認等）

### ～神前オンライン申請支援 PT 委員説明～

当初予定していた、上記1の「5段階の指針（案）」の第4段階にあたる、「完全オンライン方式」の説明に変え、登記識別情報の取扱い（受領、確認等）について説明がなされた。

この理由としては、完全オンライン方式の第3段階までとの差分（違い）は、図面を XML 形式にて、さらに添付情報電磁記録（PDF 等）化したうえで当該者の電子署名を付した形で申請情報の添付情報とする点にある。つまり、不動産登記令や登記規則など、関連する制度に完全に準拠する方式であるが、そのやり方については、これまでに説明された第1段階～第3段階の内容に包含されるものであるからである。

登記識別情報の取扱いに係る説明については、法務省が提供するマニュアルを基に、登記識別情報の受領に係る事前準備から、登記識別情報が関与しないオンライン登記申請との違いを明確にしながら登記識別情報が関与するオンライン登記申請の方法について説明し、さらに、オンライン登記申請後の登記識別情報の複合方法についてまでを説明した。

## 7 「オンライン登記申請利用促進のための改善策要綱案」について

### （法務省民事局民事第二課）

法務省民事局民事第二課 千葉補佐官から、「オンライン登記申請利用促進のための改善策要綱案」について説明がなされ、以下のとおり質疑応答等を行った。また、今回の改善策は第1弾という位置付けであり、今後、第2、第3と続く旨の説明があった。



左から、法務省民事局民事第二課岩田係長、千葉補佐官、前田補佐官、横山係長

## 【質疑応答】

**Q1** 「不動産登記のオンライン申請利用促進等のための改善策について（要綱案）（以下「要綱案」という。）」は、表示に関する登記におけるオンライン申請の促進に関し、利用者側に、どのようなインセンティブがあると理解すればよいか。

A1-1 事務所に居ながらにしての申請が可能となる。

A1-2 オンライン申請は20時まで可能である。

A1-3 申請人の電子署名を付さなくてもオンライン申請が可能となる。

A1-4 登記識別情報の受領に関し、資格者代理人による取得が可能となる。

A1-5 登記識別情報の有効性確認について、資格者代理人のみで可能とする。

**Q2** 要綱案の附則第5条が施行された場合でも、表示に関する登記の場合は、登記令第13条に定められた方式で、添付情報（代理権限を証する情報を含む）を提供することでもよいと理解してよいか。

A2 貴見のとおり。申請方法の選択肢を増やしたものである。

**Q3** 登記令第13条第1項カッコ書きに記載する添付情報を提供することが困難な場合には、当分の間、申請情報とともに、当該書面を電磁的記録化（PDF等）して、作成者の電子署名を付して送信することとし、原本である書面については別送方式で提供できると理解してよいか。

A3 登記令第13条第1項カッコ書きに記載する添付情報であっても、附則第5条の新設は、電子署名を付してPDFで送信することをも可とするものであり、選択肢を増やしたものである。

**Q4** 上記5の場合でも、地図情報システムの完全配備がなされていない現状に鑑み、同規則第73条第1項の規定により、法務大臣が定める作成方式による提供が困難な場合は、上記4と同様に当分の間、書面で提供できると理解してよいか。

A4 貴見のとおり。（PDF等での送信も可能である。）

**Q5** 要綱案の附則第5条が施行され、添付情報の原本を完全別送することとなった場合であっても、どの程度の資料がオンラインで送信されていれば登記官は調査を開始することになるのか。

A5 表示に関する登記にあっては、申請情報とともに添付情報の写し（電磁的記録）が送信され、登記官の調査に必要な情報が提供されているときは、調査を開始する。

## 【要望・提言事項】

**D1** 要綱案の附則第5条により添付情報を提供する場合であっても、申請情報とあわせて土地所在図等及び土地家屋調査士が作成する不動産登記規則第93条の「不動産調査報告書」を送信することにより、登記官における登記処理を開始するべきである。

A1 表示に関する登記にあっては、申請情報とともに添付情報の写し（電磁的記録）が送信され、登記官の調査に必要な情報が提供されていると認められているときは、調査を開始する。

**D2** 当分の間、同調査報告書を電磁的記録化（PDF等）して、作成者の電子署名を付した書面を提供することも可とされたい。

A2 了解する。

**D3** 書面申請に比し、オンライン申請に係る事務処理のスピード的優位性の実現を図るべく、登記所においては、オンライン登記申請の処理を書面申請のそれよりも早く（優先して）行われたい。

A3 受付順によって事務処理を行うことは当然である。

以上をもって全ての議題を終了し、最後に閉会の挨拶を経て本会議は終了となった。

# 広報最前線

宮崎

## 宮崎から発信

平成4年に竣工した宮崎会の会館は、宮崎県庁のほど近くに位置しています。この宮崎県庁、あの「東国原知事」誕生を機に、立派な観光名所の一つとなりました。昼はひっきりなしに観光バスが出入りし、夜はライトアップされ、去年までとは全く別の存在となっています。宮崎への集客効果としては「どげんかした」良い結果といえるのでしょうか。

この「東国原知事」、今年の九州ブロック協議会定時総会には、来賓としての招待状を、もちろんお届けします。ご出席の皆様は楽しみにしてお越しください。

今回は、こんな宮崎からお届けいたします。

## 無料相談会

宮崎では、弁護士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・税理



宮崎県庁



無料相談会の様子

士・土地家屋調査士の6士業で「宮崎県専門士業団体連絡協議会」を組織しています。その活動の一環として「専門士業・なんでも生活無料相談会」を実施しています。土地家屋調査士が担当した年は、ラジオ・新聞のメディアを利用し相談会をPRしました。

県内2～3会場の開催で、各会場100名前後の方が相談にお見えになります。土地家屋調査士関係の相談は決して多くはありませんが「土地家屋調査士」という名が、ラジオ・新聞・チラシを通じ、多くの方の目、耳に触れることで「土地家屋調査士」の知名度アップに大きく貢献するものであると感じています。

## 広報看板の設置

「杭を残して、悔いを残さず」と、紛争防止を呼びかける看板を各法務局、出張所、支局前に設置しています。設置者は宮崎地方法務局との連名とし、法務局利用者に法務局と土地家屋調査士会との



法務局前に設置された広報看板

関係を印象づけるものとしています。いずれも目立つ場所への設置があり「土地家屋調査士」をPRする効果は十分といえます。但し、腐食、破損に対する修繕費がかさみ、PR効果に対する費用対効果の再考を余儀なくされています。

## 「お知らせ」文書

宮崎会では、「お知らせ」という名の文書を各支部を通じ、建築確認通知書を交付する機関に配布しています。また、その機関に対し、建築確認通知書を交付する際、その冒頭に「お知らせ」文書を綴じ込んでいただくようご理解、ご協力をいただいております。

その内容は、

1. 不動産登記法の定めるところにより、必ず登記申請をしなければなりません
2. 増築、所在・種類・構造変更の際にも登記申請を要します
3. これらの登記申請をしないまま1ヶ月を経過すると、罰則の適用もあります

## お知らせ

あなたの建築計画の建物が竣工し、工事完了引渡しが終わりましたら、不動産登記法の定めるところにより、必ず管轄の法務局（登記所）に建築登記（建物表題登記と言います）の申請をしなければならないことになっております。

また、増築をしたり、所在、種類、構造、床面積などに変更があったときも、同様申請を要します。

これらの申請は、その建物についての、あなたの権利を保全するためにも必要なことでもあります。

もし、これらの申請をされないまま一ヶ月を経過しますと罰則の適用もありますので、お知らせいたします。

詳細は、近くの法務局（登記所）又は土地家屋調査士事務所にお尋ねください。

宮崎地方法務局

「お知らせ」文書

と、建築主に対し、お知らせするものです。

この文書により、国民に「建物表題登記が必要である」ということと「その登記に土地家屋調査士が活躍する」ということを理解していただいています。

## 講義

### ◎工業高校編

近くの普通科高校で「職業講座」という授業をやっていると耳にしました。様々な職業に就いている方を一同に集め、約50の職業の中から自分の聞きたい職業の教室に行き、実際に働く方の声、実体験を聞き、その職業を知る。そして、将来の職業選択、大学進学に役立てようという趣旨のもので

す。宮崎会でも同様の内容で活動しています。工業高校からの依頼に

応え、高校2年生を対象に土地家屋調査士の業務を紹介するお手伝いをしています。「就職に関しても厳しい社会情勢の中、将来の職業選択の一助になります」と、学校側からも感謝されています。受講した生徒のアンケートからも、土地家屋調査士に関心、認識をもっていただけたことが伺えます。また、講義の資料を家庭でも見ていただくことで、土地家屋調査士のことをひとりでも多く知って

いただく機会となっています。

### ◎地方公共団体編

宮崎県からの依頼で、用地関係初任者に対し講義を行っています。内容は「表示登記に関する基礎知識と留意事項」「公図・登記簿・地積測量図の見方」等です。地方公共団体の職員に不動産登記と土地家屋調査士の存在意義、業務内容を理解して頂ける、大変意義深



PRのぼり

いものだと考えます。

また、公嘱協会主催ではありませんが「登記事務促進協議会」を毎年開催しております。宮崎県下の全市町村を対象にご案内をし、宮崎地方法務局の協力のもと、登記事務に関する講義、プレゼンを行うというものです。毎年好評で、これも登記の必要性、土地家屋調査士の業務を理解していただく、大変有意義な機会となっています。

## どげんかせんといかん調査士！

DID 地区が全県土の数パーセントにすぎず、国土調査の進捗率も低い宮崎県からの提案です。

DID 地区以外の地区が未整備な区域、街区基準点が存在しない地域に登記基準点の設置を推進し、世界測地系の地積測量図を提出することにより、土地家屋調査士の一般業務の延長線上で「地区づくり」「安価・継続的な地区のメンテナンス・更新」ができないか、というものです。実現できれば、土地家屋調査士が、業務の延長線で地区更新に取り組めるのですから、すごいPRになり、筆界特定、ADRに続く土地家屋調査士業務の大きな柱となるでしょう。

宮崎会では、今年度中を目標に、ホームページのリニューアルを行います。高度な業務を行う土地家屋調査士にふさわしい、洗練された、インテリジェンス漂うものすべく頑張っておりますので、その出来映えにも是非ご注目ください。

また、前述の「土地家屋調査士による地区づくり」に関しても、地区づくりのデモ版の掲載も含め、新ホームページの中で随時報告できれば、と思っております。



現行ホームページ

## 後記

平成19年10月、大分県で開催された九州ブロック協議会広報部会でのこと。佐賀会の寺崎部長が「大変でした、広報最前線」と原稿を見せてくれました。集まった部長一同、大変そうですね、ゾッとしますね…。その翌月、まさか私のPCにその原稿依頼のメールが舞い込んで来ようとは。

当初はブルーになっていましたが、ふと我に返りました。我々広報に携わり、広報誌の編集に携わっている者は、原稿依頼者にいつもこんな思いをさせているのではないかと日頃原稿を書いている皆様のことをさておき、なんて身勝手な自分だったんだと、猛省し、今こうして精力的に

原稿を書いております。

土地家屋調査士はみんな仲間です。フレンドリーに、全員で助け合ってこの資格を盛り上げていかねばなりません。その気概を見せる意味でも、広報誌の寄稿依頼には是非快諾していただくようお願いいたします。そして外部に土地家屋調査士を示す手段の一つである、各会の広報誌がより良きものとなるよう、全国1万8千余名の土地家屋調査士の皆様の切なるご協力をお願いいたします。

最後に知事に成り代わってお願いいたします。是非宮崎へ遊びに来てください。



世界遺産候補地

The Site proposed for the World Heritage Site

# さきたま 埼玉古墳群の 世界遺産登録をめざして

埼玉県土地家屋調査士会 碓井 勝也

## 〈はじめに〉

現在、埼玉県名発祥の地としても有名な埼玉県行田市では、市内にある埼玉古墳群の世界遺産登録を目指した様々な活動が進められています。

陽春の桜、初夏のポピー、爽秋のコスモス、初冬のサザンカなど、四季を通してさまざまな花が色鮮やかに咲き彩る、緑豊かな埼玉古墳群。ここでは、悠久なる歴史のロマンが感じられます。

## 〈埼玉古墳群について〉

行田市の市街地から南東へ約1 kmにある埼玉古墳群は、5世紀の終わりから7世紀の初めごろまでに造られた9基の大型古墳からなる古墳群で、国の史跡に指定されています。

大型古墳が集中していることで全国的に有名な埼玉古墳群ですが、その一つ一つの古墳に目をやってみると、それぞれの古墳にそれぞれの特徴・魅力が見えてきます。

例えば、丸墓山古墳は日本で最大の円墳という特徴があります。その規模は、直径105メートル、高さ18.9メートルにもなります。また、豊臣秀吉が天下統一を進める1590年、家臣石田三成が忍城を水攻めにする際、城がよくみえる丸墓山古墳の上に陣を張ったともいわれています。ここでも、埼



金錯銘鉄剣



古墳群全景

玉古墳群にまつわる歴史のドラマを感じることができます。

二子山古墳は、なんとといってもその大きさに特徴があります。武蔵国むさしのくに（現在の埼玉県、東京都、神奈川県の一部）で最大の前方後円墳です。特に、側面から見るとその大きさが実感できます。

そして、稲荷山古墳といえば、やはり国宝の金錯銘鉄剣きんさくめいてつげんでしょう。稲荷山古墳からは、昭和43年の発掘調査の際、金錯銘鉄剣をはじめ多くの遺物が出土しました。これらは昭和58年に一括して国宝に指定され、埼玉県立さきたま史跡の博物館の国宝展示室に展示されています。

埼玉古墳群は、このような古墳が日本有数規模で密集している古墳群で、日本の古墳文化を語る上で貴重な文化遺産です。

## 〈世界遺産としての価値〉

行田市と埼玉県では、埼玉古墳群の世界的普遍的価値を「古代東アジア古墳文化の終着点」とあるところに置いています。

## 中国を源流とする墳墓造営文化の日本への伝達

強力な王権による巨大な墳墓の造営は、国家形成期における世界的な現象でした。特に古代東アジア社会では、主として土盛によって墳墓が築造されるという共通点を有



稲荷山古墳

しています。この東アジアにおける墳墓の起源は、古代東アジア社会の中心であった中国であるとの考え方があります。中国では、春秋時代(紀元前8世紀～紀元前5世紀ごろ)後期に大規模な墳墓の造営が開始され、そうした墓制が次第に鮮卑・高句麗・朝鮮半島諸国などの中国周辺地域に拡散していきました。

日本列島各地では、3世紀から7世紀にかけて盛んに古墳が築造されるようになりましたが、これは、上記のような中国を源流とする土盛の墳墓造営の潮流の一端が、朝鮮半島を経由して日本列島にもたらされた結果であるといわれています。

### 権威表徴手段、政治的関係の視覚的表現手段として用いられた日本列島の古墳

日本列島の古墳は、東アジアの諸地域と比べ、前方後円墳という独特の形態と巨大化、さらに規模による階層性を有するという特徴を持っています。それは、古墳が首長層の権威を表徴するとともに、畿内との政治的な関係を視覚的に表現する道具として採用された結果であると考えられています。

関東平野の中央部に位置する埼玉古墳群は、前方後円墳、円墳、方墳という多様な形態を示す大型墳が日本有数規模で密集し、古墳時代の中期から終末期にかけて継続的に造営されています。これにより、埼玉古墳群は我が国の古墳文化の実相

を端的に示す文化遺産といえます。

また、規格上の特徴として、全国的にも稀な長方形二重周堀で、周堀間の中堤帯や後円部に造出しを有するなどの固有の特徴を有しています。古墳群の出土品には、稲荷山古墳から出土した115文字の金錯銘鉄剣をはじめとして、銅鏡や馬冑・旗竿等、国内においても希少性の高い文物が多く含まれています。さらに、埼玉古墳群に供給された埴輪を生産した窯跡や石室に使用した石材の供給地も判明していることも貴重です。

### 埼玉古墳群は古代東アジア古墳文化の終着点

埼玉古墳群のような大型の首長墓が密集して連綿と一地域で継起する古墳群は関東地方を北限とすることから、この古墳群を、「中国に端を発する古代東アジア世界の古墳に表徴される国際秩序システムの終着点に当たる文化遺産」と位置づけることができるといえます。

また、5世紀～6世紀の東アジア世界では、朝鮮半島と日本列島といった縁辺部にしか古墳が築造されなくなっており、当時の東アジア全体の古墳文化をうかがい知る資料としても貴重です。

その一方で、埼玉古墳群の中の稲荷山古墳から出土した金錯銘鉄剣の文字資料は、宋書倭国伝にみられる倭の五王の叙任記事との関連から、中国王朝—畿内王権—地方豪族という5世紀における中国王朝を頂点とする東アジア政治史を具体的に証明することができる唯一の資料でもあります。

このように埼玉古墳群は、金錯銘鉄剣という東アジア古墳文化の絶対年代を確定する日本から発信できる唯一の資料を有する点にお

いて、他の古墳群とは異なる傑出した立場を持っており、古代東アジアの国際秩序を表象する記念物の中においても稀有の存在であって、世界共通の文化遺産として優れた価値を有するものといえるものです。

### 〈世界遺産登録に向けた歩み〉

「埼玉古墳群を世界遺産に」のスローガンの下、民間有志による「世界遺産サポーターの会」が結成され、埼玉古墳群の世界遺産登録を熱望するメンバーの取り組みが進んでいます。

一方、行田市では、埼玉県、行田市、行田市議会、民間団体の代表者ならびに公募の市民などで構成する組織を発足させ、市ぐるみで登録に向けた活動に取り組んでいます。さらに、平成19年4月から専従担当の職員を配置し、世界遺産登録に向けて積極的に取り組んでいます。

平成19年9月18日には、行田市と埼玉県が、世界遺産暫定一覧表への追加記載に向けた提案書を文化庁に共同提出しています。この提案書は、行田市と埼玉県のホームページに掲載されていますので、会員の皆様も是非ご覧になってみてください。

そして、ぜひ埼玉古墳群にお越しください。一年を通じて、きれいな花々を眺めながら散策することができます。中には上部に登れる古墳もあり、そこからの眺望も見ものです。ぜひ一度、古墳の上で歴史のロマンに思いを馳せてみてはいかがでしょうか。

(写真：行田市役所提供)

## 山口会

### 「第7回馬関まつり出典PR活動」

下関支部企画委員 宮崎 敏幸



『会報やまぐち』第97号

下の関市の夏のフィナーレを飾るビッグイベント「馬関まつり」が8月25日（土）と26日（日）の2日間にわたって開催されました。下関支部では毎年この馬関まつりに出店参加し、土地家屋調査士のPR活動を行っています。第7回目の出店となりました今年度は恒例の「やきそば」「フランクフルト」に加えて新メニュー「わたがし」を販売し、「マンガでわかる土地家屋調査士のしごと」の小冊子をやきそばに添えて配布しました。

昨年、一昨年悪天候とは打って変わって、今年は天候に恵まれ、気温33℃を超える暑さのなか、支部長、副支部長はじめ理事、

企画委員、会員有志、補助者ら参加者一丸となって準備、調理、販売にと汗を流しました。まつりの人出も多かったようで、両日とも夕方には出店場所の海峡ゆめ広場付近の通りは身動きが取れないほど人で埋め尽くされ、商品の売れ行きも好調でした。そんななか参加者一同驚いたことに、ご来店された山口地方務局津田博下関支局長が「わたがし」の販売を急遽二日間にわたって手伝って下さいました。わたがしは作り方にコツが必要なおうえ、作り置きできず1本1本手間のかかるものですが、やはり子供たちには大人気で、常に行列が絶えないほどの盛況ぶり

でした。鉄板とわたがしの機械の熱気でサウナ状態のテントの中、「大きいわたがし作るから待ってねー」と子供に声をかけながら次々とフワフワのわたがしを作り上げる支局長と、それを受け取った子供たちの笑顔はとても印象的でした。やきそばについても、値下げのタイミングを例年より早めたことと、「調査士会法被」姿での呼び込みの努力もあり、両日とも午後9時の営業終了時刻を待たずに無事完売となりました。

最後になりましたが、本年度も参加された会員、補助者の皆様をはじめ関係者の皆様の深い御理解、御協力のもとに無事二日間の出店PR活動を終えることができましたこと、ここに厚く御礼申し上げます。



## 長崎会

### 「佐世保手作りいかだ大会 in 早岐瀬戸」

佐世保支部幹事 杉山 和宏



『会報ながさき』第63号

平成19年8月5日（日）佐世保市早岐瀬戸にて、手作りいかだ大会が開催されました。この大会は第5回目の開催という事でした

が、今回、土地家屋調査士会としての出場は初めてであり、出場メンバーは業務多忙の中、練習することもなく、まっすぐいかだは進

むのか？疑問を抱えたまま、ぶっつけ本番の状態で開催に臨みました。

片道約400mのコースを往復す



る 800 m のタイムレースで、長崎県土地家屋調査士会佐世保支部チームと公嘱協会佐世保支部チームの 2 隻が参加しました。

スタートラインの位置で潮の流れが違うため、位置取りを失敗したチームはどれだけ漕いでもほとんど前に進まず、思わぬ方向に進んでいってしまう状況でした。

約 12 分間必死で漕ぎ続け、公

嘱協会佐世保支部チームは残念ながら予選敗退という結果でありましたが、佐世保支部チームは、初出場ながら予選を 2 位で通過し、決勝レースでも 7 位に食い込む大健闘でした。

初めての参加ではありましたが、多数の参加者、応援者があり、会員間相互の親睦も図ることができました。また、一般の方に対し

て土地家屋調査士を知っていただく良い機会になったのではないのでしょうか？このレースは毎年行われているとのことですので、来年は今年以上に参加者を募り、さらなる上位入賞を目指した土地家屋調査士の知名度をあげられるよう頑張りたいと思います。

## 大阪会

### 「ここでしか学べない授業 3校で実施した19年度寄付講座が終了」



『大阪会会報』第 287 号

桜が咲く 4 月にガイダンスからスタートした関西大学・近畿大学・京都産業大学の寄付講座は、いつの間にか、室内にクーラーが入る季節へと移り変わり、7 月 9 日（月）の京都産業大学での講義を最後に、各大学とも全 13 回の講義を終えました。

しかし、これで終わったわけではありません。大学の授業ということで、この寄付講座にも単位が与えられます。そのためには試験もあります。今年は 3 校ともに論文（レポート）形式の試験と決定。各大学ともそれぞれに課題の

テーマを決定し、採点方法にも頭を悩ませました。受講生が多ければ多いほど、そのレポートの数も膨大で、京都産業大学においては、377 通ものレポートの提出がありました。

そのレポートの 1 枚 1 枚に目を通し、採点を行ないました。責任が重く肩にのしかかる作業でしたが、「みんな理解してくれてるなあ」「あ～ここは、難しかったのかな？あまり分かっていないかもな…」と、楽しみながら、最後の仕事を終えました。

開講当初は、残念なことに「土

地家屋調査士」という名前すら聞いたことがない、という学生がほとんどでしたが、総勢 20 名の講師陣の熱い思いが伝わって、回を重ねるごとに「少し土地家屋調査士のことが分かりました」など、たくさんの感想が寄せられ、本当に多くの学生たちから「ありがとうございました」という言葉をいただきましたので、その一部を掲載します。（感想文は近畿大学での最終講義が終わったあとに寄せられた中から抜粋しました）

最後に、この誌面をお借りして、この寄付講座に多大なご尽力をいただきました 20 名の講師の方々並びに採点に御協力いただきました各部理事の方々にお礼申し上げます。ありがとうございました。

（広報部）

## 寄付講座受講生の感想文

★土地家屋調査士がどのような職業で、どのような仕事をしているのかわかりました。そのこともよい授業だったのですが、講師の皆さんの人生についての話も聞けてよかったです。

★他の法律の授業と違い、条文の勉強をするよりも実際のこの話を聞いたのがよかったです。

★土地家屋調査士について、私はほとんど知りませんでした。この講義を受けることにより、書籍で読むより、より詳しく知ることができたと思います。また、ADR といった制度もあることがわかり、ためになりました。講義も丁寧に行なわれ、質問等にも一つ一つ答えてくれたのは、とてもよかったです。機会があれば、土地家屋調査士試験にも挑戦してみたいです。ありがとうございました。

★私は、今まで土地家屋調査士について表面上の理解のみで、具体的な業務やADRでの取り組みについてなどの内容を理解できていなかったように思えます。全講義を通して、講師の皆様が多忙な時間を割いて、近畿大学で講義をしてもらえたこと、非常にありがたく思います。また、質問に対して一つ一つ丁寧にお答えしてもらい、講義を通じて熱意を感じました。ご苦労様でした。

★初めは、自分には縁遠いものだと考えていたのですが、回を重ねるごとに、決して自分に無関係なものではないことに気がきました。将来、マイホームを購入する際に、登記は事実上必要不可欠ですし、土地を相続する際にも、表示の登記は大変重要ですから、むしろ身近なものに感じられました。ADRも同様です。

筆界確認や物権変動において利用するかは別として、裁判所をなるべく利用せずに紛争解決できるのですから、非常に画期的です。

最後になりましたが、土地家屋調査士各位、貴重なご講義誠にありがとうございました。これからもよろしくお願ひいたします。

★今まで境界について詳しく知らず、これから生きていく上で、必要なことだったので、とても役に立ちました。また、実際の資料や実務の話を見たり聞いたりできて、とても勉強になり、土地家屋調査士という仕事が私たちにとって、とても大事なものだということがわかりました。

★実際に現在お仕事されている方のリアルな講義を受けることができて、とてもよかったです。また、試行錯誤をして資料を作ってくださっているのが、よく感じ取れました。ありがとうございました。私は先日、就職活動の面接で、学校の授業について尋ねられたので、この授業のことをお話ししました。無事、内定をいただきました。

★きょうの授業を受けて、測量というのは知っておくと役に立つものだと思います。基本測量や公共測量を知っておくと、公務員になる人も、なった人も役立つというのがわかりました。そして、現在ではカーナビ(GPS)などで自分の位置が分かったり、IT化が進んでいるユビキタス社会になりつつあるなど思いました。そして、第1回からきょうの講義まですべて出席しましたが、とても興味を持って臨むことができました。先生ごとによって小テスト(出席を兼ねた)の形式も違って、配布資料などにもたくさん工夫が凝らされていて、とてもよかったです。いつも緊張感を持つことができまし

た。最後になりましたが、今まで講義してくださったたくさんの先生方、ありがとうございました。

★道路などで測量をしている人たちを何度か見かけたことがありましたが、まさか、その人たちのことを勉強するとは思ってもみませんでした。これまで授業をしてくださったすべての先生方、本当にありがとうございました。これからもお仕事頑張ってください。

★真鍋さんの言われるとおり、法というのは様々な分野に関わっています。私自身もそういう思いで法学部に入学しました。すでに4回生ですので、勉強できる期間(大学)は短くなりましたが、4年間の知識を、これからの人生に役立てたいです。ありがとうございました。

★測量が思っていたよりも難しいものだと思います。数学はあまり得意でなかったので、少し理解し難かったです。本講義全般を通して、土地家屋調査士というものに興味を持ち、本講義を受講したのですが、その仕事内容等が少しですが、知ることができてよかったです。就職の関係で、今後、土地家屋調査士さんに関わることがあるので、実際のお仕事内容や現状等々を知れたので、本当にためになりました。

★土地家屋調査士という仕事があることを初めて知った。境界の調査をしたり、難しそうだった。

★本講義は、パソコンとスクリーンを使うといった新しい方法を用いた授業で、非常に新鮮でした。説明も分かりやすい上、具体例を話してくれるので、理解しやすかった。

★何人もの現役土地家屋調査士さんの実際の体験などを踏まえた授業を受けることで、より興味を持つことができ、真剣に学ぶことができ

ました。ありがとうございました。

★今まで土地家屋調査士という仕事について、名前は聞いたことはあるけど、よく知らないという状態でした。授業の話や先生方が今まで経験した印象深い仕事の話など、新しい知識が増えたと、楽しかったです。

★きょうでとうとう最後の授業だと思うと、少し寂しいです。この特別講義で、普段関わったことのない土地家屋調査士という仕事をされている方々と出会い、どんな仕事かなどといったお話を聞き、何もかもがとても新鮮でした。今後、生きていく中で、境界についての訴訟など、いつかは必ず関わらると思うのですが、その際にこの講義で学習した内容を少しでも生かせるといいなと思います。前期のみという短い期間でしたが、本当にありがとうございました!!あと、私は“google earth”の愛好者です。

★きょう初めてGISという言葉を知りました。新しい言葉が次々と作られていて、ついていくのに必死です。でも、このような用語を知って、世の中の流れをいち早くつかめるようになりたいと思います。今回、この講義を受けようと思ったのは、家の増築をすることになり、両親が境界のことなどを話しているのを聞いて、何も知らなかったのが、知識を得るためにもいい機会だと思ったので、受けました。測量をしている人は、道で見かけたことがあります、それ以外では普段は接点のない分野だったので、とっつき難いかな…と思っていましたが、毎回毎回違うテーマで面白く講義を受けることができました。きょうの講義内容は、理系寄りでしたが、私にとっては楽しかったです。本当に受けてよかつ

たです!!

★本日の講義では、測量は調査士のほうがメジャーや専門的な道具を使用しているものだと思っていましたが、それだけではなく、衛星などハイテクな物を利用して行っていることも知り、大変驚きました。また、今まで講義を受けて、私たちの身の回りには土地や建物が普通に建っていますが、それらは土地家屋調査士の方が、測量や測停などを行っているから存在できるのだということを知り、土地や建物に対する見方、考え方が変わり、私自身自分を成長させることができました。今までありがとうございました。

★この講義を受けるまで、土地家屋調査士という職業を知りませんでした。もちろん、ADRなどという言葉も初めて聞きました。なので、この講義は私にとって新しい知識をたくさん得ることができたので、とてもいい勉強になりました。普段の大学教授とは違った講義だったのも、すごくよかったです。就職活動と重なったりして、すべての講義を受けることができなかつたのが残念に思います。あと、毎回、学生からの質問や意見をプリントにまとめて配布してくれているのもよかつたと思います。短い間でしたが、ありがとうございました。

★きょうは測量について勉強しました。測量に関しても詳しく法律が定められているので、なるほどと思いました。この授業を通して、土地家屋調査士の仕事内容を知ることができました。また、実際の事例を基に話をしてくださったので、1時間半と少々長い授業時間ですが、集中力を切らすことなく興味深く話を聞くことができました。そういった

ことから、この授業を履修してよかつたと思いました。

★きょうの講義では、まだまだ知らないことがたくさんあるなあと改めて実感しました。「測量」には、たくさん種類があること、GISという便利そうな機能があること…。真鍋さんがおっしゃっていたように、親が子供に教育熱心になるのは、自分が思ったように勉強ができていなかつたからなのかなあと思いました。好きなことを好きなだけ勉強できるのは、本当に今しかないので、テストが嫌だという前に、今しかできない勉強をしっかりとしたいと思います。4月から受けたこの講義は、専門家の方がその専門分野の話をしてくださったので、今まで受けてきた講義とはまた違う気分を受けられました。専門知識と一緒に、現場での状況も伝わってくるような話も聞けたので、すごくためになりました。

### 日調連で寄付講座PR 来年度は取材に来阪を予定

平成19年8月8日(水)、加藤幸男相談役と和田清人広報部長が上京されました。今回は、日調連の正副会長会議開催に合わせて、本会の寄付講座の報告と、衆参両議院会館へ大阪政連の選挙活動の報告が目的です。

日調連の大星正嗣広報担当副会長からは、来年度の寄付講座を連合会会報への取材のため来阪されるとのお言葉もいただきました。

(広報部)

※紙面の関係上、「寄付講座受講生の感想文」は、大阪会会報に掲載されたうち、一部を省略して掲載しております。

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 登録者は次のとおりです。

平成19年12月3日付

東京 7466 葦澤 満	茨城 1378 山本富治雄
山梨 370 天野 映	京都 788 酒井 規宏
兵庫 2306 梅田 幸秀	和歌山 400 福本 和哉
愛知 2653 道明 稔陸	愛知 2654 原 功
岐阜 1177 松井 浩	山口 920 阿部 英世
大分 797 井上 誠	山形 1207 熊坂 敬之

平成19年12月10日付

神奈川 2782 宍戸 秀次	埼玉 2396 野澤 泰宏
静岡 1646 松村佐知子	愛知 2655 小嶋 遼
三重 839 西田 満	

平成19年12月20日付

東京 7469 宮澤 則文	東京 7470 小林 悟
東京 7471 志村 厚	神奈川 2783 生駒 幸一
神奈川 2784 川名 康雄	神奈川 2785 原光 勇司
神奈川 2786 中村 恵子	埼玉 2397 横地 壽郎
千葉 2023 鈴木 諒	群馬 978 山崎 哲郎
静岡 1647 伊藤 達海	山梨 371 黒瀬 純宏
大阪 3014 平尾世希夫	滋賀 400 西崎 彰
福井 417 川上 司	福岡 2123 鬼塚 雅直
福岡 2124 菊谷 龍	宮城 971 鎌田 正巳
青森 741 岩澤 拓郎	札幌 1123 鈴木 英嗣
釧路 336 金田 剛	

## 登録取消し者は次のとおりです。

平成19年10月20日付 埼玉 46 金井塚一男

平成19年10月26日付 愛知 755 長江 義勝

平成19年11月4日付 山口 536 平山 正昭

平成19年11月10日付

滋賀 258 小山 政一 和歌山 114 初山善三郎

平成19年11月16日付 愛知 457 神田 敏彦

平成19年12月1日付 札幌 884 本間 一郎

平成19年12月3日付

東京 1979 保科 俊吉 東京 2295 渡邊 敏之

東京 4298 太田 芳明 東京 6086 湧井 辰夫

埼玉 475 川上 正一 埼玉 1167 黒須 利郎

千葉 951 石井 聡 滋賀 133 廣田 康雄

滋賀 291 河瀬 敏雄 三重 440 小西 義平

岐阜 763 山内 正 山口 568 熊本 憲司

秋田 335 浅利 泰一

平成19年12月10日付

東京 5859 浅野 俊夫 東京 6366 猪爪 正之

埼玉 466 藤井 勇 埼玉 1834 土田 實

茨城 1247 堀田 彰 兵庫 1870 上田 良介

三重 488 菊岡 繁雄 岐阜 653 渡辺 千歳

岐阜 796 田口 祐久 広島 1482 段原 博

広島 1544 青山 忠紀 岡山 419 東原 芳郎

福島 768 入谷 清 山形 1119 鹿野 克巳

平成19年12月14日付

東京 2201 大橋 章二 東京 2526 黒澤 仁

東京 3032 上野 彰一 東京 3610 滝尻 哲夫

東京 5422 松本 克己 東京 5487 山川 巖

東京 5593 早川 淳美 東京 6095 武田健二郎

東京 6516 伊藤 龍三 東京 6568 細井 富雄

東京 6893 金子 博 東京 6920 印東 祥子

東京 6935 守谷 恒夫 東京 6949 山田 智之

東京 6991 櫻井 孝安 東京 7005 吉川 久敏

東京 7085 宮城 一洋 東京 7156 高杉 博

東京 7236 高井 克治 神奈川 2569 上野 友也

埼玉 2105 楠 政晴 埼玉 2168 鈴木 章人

栃木 793 永田 秀樓 新潟 1576 船山 精一

新潟 1677 駒田 孝行 大阪 1822 北村三四郎

大阪 2125 川島 良雄 大阪 2555 小林 佳功

兵庫 2204 中田 大介 奈良 150 中尾 綱夫

滋賀 218 藤田 義甌 和歌山 286 原田 猛

愛知 1906 足木 郁雄 愛知 2272 鳥嶋 清英

愛知 2493 小嶋 洋 三重 596 谷口 憲司

三重 700 安田 芳徳 山口 778 竹内 勤二

沖縄 44 中里 幸助 岩手 1052 岩渕 王三

札幌 174 磯部 兵三 愛媛 622 梶田 義雅

平成19年12月20日付

東京 5112 百名 信正 千葉 1498 水谷 喜一

長野 2000 佐藤 正博 大阪 1327 野辺 光夫

滋賀 332 山口 正浩 広島 1199 藤井しずか

鳥取 206 西墻 邦夫 宮崎 580 斉藤 辰紀

旭川 207 大西 豊

12月

19～20日

第2回CPD運営委員会

<協議事項>

1. 「土地家屋調査士CPD」設置計画の諸準備について
2. 測量技術講習会について
3. その他

20～21日

オンライン登記申請促進組織ブロック全体会議

<議事次第>

1. オンライン登記申請の背景及び同促進組織について
2. オンライン登記申請の環境構築について
3. 別送方式(半ライン申請)について
4. 乙号オンライン登記申請について
5. オンライン登記申請の普及促進について
6. その他、ディスカッションなど

21日

第5回業務部会

<協議事項>

1. 登記基準点評価委員会について
2. その他

第1回登記基準点評価委員会

<協議事項>

1. 登記基準点評価委員会について
2. その他

1月

9日

14条地図作成作業規程対応PT

<協議事項>

1. 14条地図作成作業規程の改訂について
2. 平成20年度14条地図作成作業について
3. 地図関係事業への対策について

9～10日

第7回常任理事会

<協議事項>

1. 平成19年度第2回全国会長会議の運営等について
2. 平成20年度事業方針大綱(案)並びに各部の事業計画(案)及び同予算(案)について
3. その他

10～11日

筆界特定制度対応PT(第2次筆界特定PT)

<協議事項>

1. 筆界特定制度の現状への認識と将来展望について
2. アンケートの実施計画について
3. 平成20年度筆界特定担当者会同(仮称・計画)における伝達・協議内容について
4. 今後後の役割分担・予定について
5. その他



土地家屋調査士の本棚

# 測量者のためのビジネス情報ファイル

〈2008年版〉

測量者のためのビジネス情報ファイル編集委員会

## 内 容

本書は、これだけは知っておきたい測量・地理空間情報等に関連するホットなキーワード(60余項目)を、国の政策、公共測量、関係法令、社会動向、技術動向、付録(各種データ)、に分類して概説した書です。巻末には測量年表を掲載しています。測量関連の業務を行うときに、ちょっと確認するのに便利な図書です。

## 申 込 先

社団法人 日本測量協会 会員業務センター刊行部

〒112-0002 東京都文京区小石川 1-3-4 測量会館

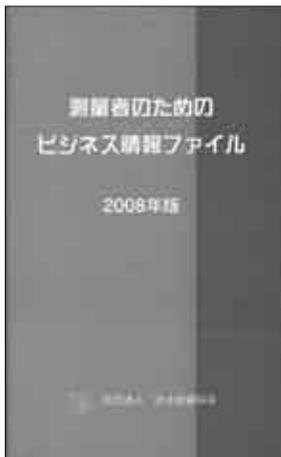
電話 03-5684-3354 FAX 03-5684-3364

## 申 込 方 法

郵便局の払込取扱票により先に料金を納入願います。2冊以上購入の場合は送料が変わりますので、直接出版社にお問合せください。

郵便振替口座名  
郵便振替口座番号  
締切

社団法人 日本測量協会  
00180-3-89319  
特になし



新書判(ポケットサイズ) 119頁

発刊日:平成19年12月1日

発刊元:社団法人 日本測量協会

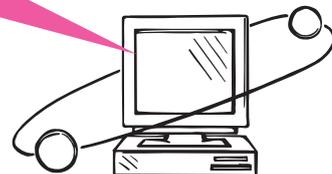
定価(税込) 1,200円

送料 300円

# 会員の広場を利活用ください

2003年2月17日から土地家屋調査士会員(以下「会員」)限定のホームページ「会員の広場」が再開されており、2008年1月1日現在で、約6700人の会員がID登録をしております。

土地家屋調査士制度改革期にある今では、リアルタイムな情報共有が望まれ、連合会としても、この会員の広場に「連合会の動き」や「制度に関する情報」等を掲載していきたいと考えますので、まだID登録をされていない会員におかれましては、会員の広場へアクセスするためのID等を次の要領で申請いただき、会員の広場を利活用ください。なお、IDの発行には2日～1週間程度かかります。

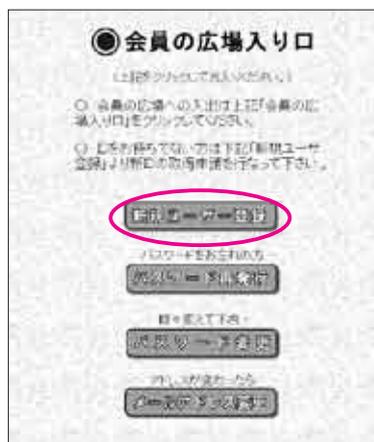


## 「会員の広場」ID申請方法

連合会 HP のトップページ  
(<http://www.chosashi.or.jp/>) から  
**「会員の広場」** をクリック



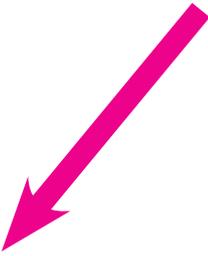
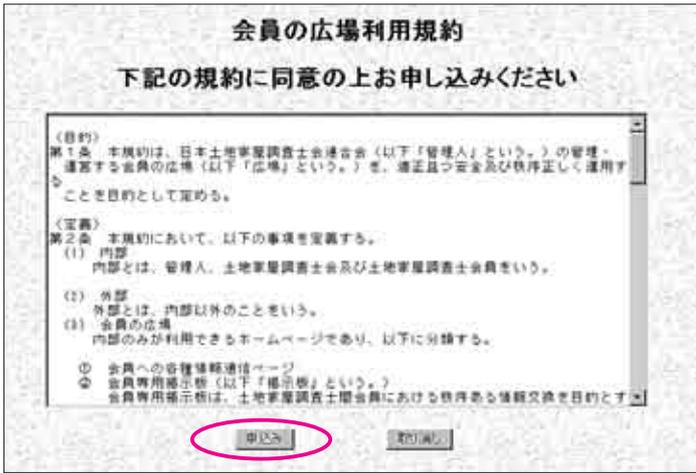
**「新規ユーザー登録」**  
ボタンをクリック



次のページへ



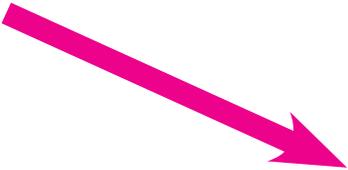
**「申込み」**  
ボタンをクリック



このまま入力！

- ユーザー名：entry（半角）
- パスワード：chosashi（半角）

を入力してOK をクリック



◎連合会に申請  
申請画面に所要事項を記入し、連合会へ申請してください。おって、連合会からID等を申請時のメールアドレス宛に送信します。なお、ID発行には2日～1週間程度かかります。

「会員の広場」利用登録申請

\*は入力必須項目です。

*氏名(姓):	<input type="text"/>	(全角漢字/例:日課課)
*氏名(名):	<input type="text"/>	(全角漢字/例:太郎)
*フリガナ(姓):	<input type="text"/>	(全角カナ/例:ニッチョウレン)
*フリガナ(名):	<input type="text"/>	(全角カナ/例:タロウ)
*所属会:	<input type="text" value="選択"/>	
*登録番号:	<input type="text"/>	(半角数字/4桁) (4桁未満の方は先頭に「0」を付けて4桁になるようにして下さい。例:38-0034、114-0114 等)

# 国民年金基金からは どんな年金が受けられますか？

～生涯もらえる終身年金と期間限定の有期年金、それに死亡一時金があります～



土地家屋調査士国民年金基金

## 1口目の給付－A型・B型のうち 必ずいずれかを選択

国民年金基金では、1口目の給付の型として、必ず加入しなければならない終身年金のA型・B型のなかから、いずれかを選択します。どちらの型も65歳からの支給開始ですが、年金月額はい加入時の年齢によって、次のようになっています。

加入時年齢	年金月額
20歳0月～35歳0月の方の場合	30,000円
35歳1月～45歳0月の方の場合	20,000円
45歳1月～50歳0月の方の場合	10,000円
50歳1月以上の方の場合	加入時の年齢、加入月数によって異なります。

国民年金基金では、加入時の年齢の高い人が加入しやすいように、年金月額の刻み幅を細かくし、掛金額を少なく設定しています。2口目も同様です。

- 選択したA型→B型、B型→A型への途中変更はできません。
- 終身年金A型、B型ともに65歳から死亡するまで生涯年金が支給されます。2口目も同様です。
- また、終身年金A型は、80歳まで保証期間が付いています。加入後65歳前、年金受給後80歳までの間に死亡した場合には、遺族の方に遺族一時金が支給されます。
- 終身年金B型は、死亡すれば受給資格を失います（2口目も同様です）。年金を受給前に死亡した場合には、1万円の遺族一時金が遺族の方に支払われます。
- 誕生月以外に加入された場合、加入月に応じて加入月加算がプラスされます（誕生日に属する月が誕生月になります。ただし、1日生まれの方は前月が誕生月になります）。2口目以降も同様です。

### 国民年金基金から受けられる年金の種類（1口目の場合）

区分		選択	給付の支給期間			
1口目	終身年金	A型	(待機期間)	保証期間（15年） → (終身)		
		B型		保証期間なし → (終身)		
年齢		60歳	65歳	70歳	75歳	80歳

この期間に死亡された場合は、一時金が支給されます。  
年金給付

## 2口目の給付—終身年金A型・B型、 有期年金Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型から選択

- さらに、受け取る年金を増やしたい場合は、2種類の終身年金と3種類の確定年金の中から、毎月の掛金の上限額6万8千円（1口目を含め）の範囲内で、何口でも加入することができます。
- 2口目以降の年金月額、加入しやすくするため加入時の年齢によって次のようになっています。

加入時年齢	年金月額
20歳0月～35歳0月の方の場合	10,000円
35歳1月～50歳0月の方の場合	5,000円
50歳1月以上の方の場合	加入時の年齢、加入月数によって異なります。

- 確定年金Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型は有期年金で、それぞれの保証期間が過ぎると受給資格を失います。
- 終身年金A型と確定年金Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型には保証期間がついています。加入後65歳前、年金受給後それぞれの保証期間内に死亡した場合には、遺族の方に遺族一時金が支給されます。

### 国民年金基金から受けられる年金の種類（2口目以降の場合）

区分	選択	給付の支給期間			
2口目	終身年金	A型 (すべてを重複して選択することもできます) 選択は自由です	保証期間（15年） (待機期間) → (終身)		
		B型	保証期間なし → (終身)		
	確定年金	Ⅰ型	保証期間（15年） (待機期間) → (終了)		
		Ⅱ型	保証期間（10年） (待機期間) → (終了)		
		Ⅲ型	保証期間（15年） (待機期間) → (終了)		
年齢	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳

この期間に死亡された場合は、一時金が支給されます。  
年金給付

## 遺族一時金について

保証期間が付いている年金（終身年金のA型およびⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型）に加入された方が、年金を受ける前や保証期間中に死亡した場合に、それまでの加入期間や保証期間の残りの期間に応じた額の遺族一時金が支給されます。

※確定年金の年金額は、終身年金の年金額（1口目を含めた額）を超えることはできません。例えば、終身年金の年金月額が5万円の場合は、確定年金の加入可能な年金額は5万円までとなります。

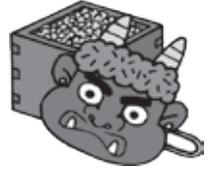
国民年金基金についてのお問い合わせは

### 土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階205号

もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶▶ ☎ 0120-145-040

ホームページであなたの年金額が試算できます！  
いますぐアクセス!! ▶▶▶ HP <http://www.chosashi-npf.or.jp/>



笑顔 水上 陽三

峰杉のかくはばかりぬ冬至粥  
紅白はめでたし庭の万両も  
沢庵が出て四・五人の年忘れ  
初旅の見下ろす機影南ア越ゆ  
屈託の無き笑顔とは成人日

雑詠

水上陽三選

岐阜 深谷健吾

ちちははの退院を待つ冬至粥  
首長くして丹頂を待ちに待つ  
大木を仰ぐ一枝に帰り花  
大方は休んで居りし鴨の陣  
初釜や利休ねずみの湯気立てて

岐阜 堀越貞有

飲みながら飲み友達を待つおでん  
煤逃げの口実似たりよたりかな  
道路鏡傾ぎて映す冬の虹  
幾筋も轍の跡の雪の通夜  
艇庫の扉閉ぢられ冬に入る

愛知 清水正明

蹲踞を流るる水や石路の花  
漱石忌猫の声聞く明治村  
浜風や香煙凍つる吉良の像  
尺の雪土蔵の屋根に一茶の地  
勢至菩薩拝する夜半や除夜の鐘

茨城 島田 操

鍬始め済ませてよりの空の旅  
安産の願ひを絵馬に初参り  
迎えたる喜寿を大書す筆始め  
初仕事農具整備の油の手  
棲み古りし山家に飾る餅の花

東京 黒沢利久

にぎやかに頭上をよぎる初鴉  
浅草の露地の喧嘩もお正月  
恋敵うしろにまはる春の鳩  
歳晩の湯上り星の数が増え  
年の瀬の町の男湯混み始む

埼玉 井上晃一

松手入れ梯子降りたり登ったり  
腕章の子に手渡さる年賀状

今月の作品から

水上陽三

句数の都合で割愛させていただいたが、誰かの俳句に「平成の御世も二十歳に七日粥」というのがあったが、世はまさに人心の荒廢や考えられなような事件、また、温暖化現象による先行きの不安などを考えると複雑な思いに悩まされる。せめて心安らかに俳句でも考えなければやりきれないと言っておきたい。  
さて、今月の作品から数句を抽出して感想を述べることにする。

深谷健吾

**ちちははの退院を待つ冬至粥**  
今更言うまでもない事だが、冬至は一年中で正午における太陽の高度が最も低く、最も日の短いときで、この日を極限としてまた日が段々長くなり、春気にかえるとして、一陽来復と称して、粥や南瓜や蒟蒻を食べる習慣がある。作者の両親であるならば相当高齢の方と思われるが、一陽来復の言葉のように健康な生活が取り戻されるよう祈って止まない。

堀越貞有

**飲みながら飲み友達を待つおでん**  
解説の必要がない情景が浮かぶ。全く気おけない仲間同志のメルヘンの世界である。気を張った作品もよいが、この作品のように力を抜いた作品も悪くない。しかし一歩間違うと川柳になってしまう恐れもある。

清水正明

**勢至菩薩拝する夜半や除夜の鐘**  
東京都下檜原村に行くところ々の辻に「二十三日月」という大きな石碑を見掛ける。要するに、二十三日の夜半に出る月を待ち、勢至菩薩を拝する二十三日講の石碑である。たまたま昨年の大晦日は月齢で言うならば二十三日だったので、この様な俳句が生まれたのである。実は昨年の十一月、檜原村で「峽の辻二十三日の月の塔」という俳句を作ったが、勢至菩薩信仰との関わりについては知る由もなくこの作品によって教えられた。

島田 操

**鍬始め済ませてよりの空の旅**  
鍬始めは、農耕の仕事始めとして正月の十一日に行われるのが古風であるが、二日または四日に繰り上げて行う地方があるとも聞く。農始を済ませてから、初旅かどうかは知らないが空の旅に出かけるという、現代的な作品である。作者は茨城県に住まれるから成田空港にも近いのでこの様な発想が生まれたものと思う。

## ① お知らせ

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に規定する法務大臣の認証について



次の土地家屋調査士会が標記法律に基づき、民間紛争解決手続の業務の認証を受けました。

### ○法務省告示第16号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第11条第1項の規定に基づき、公示する。

平成20年1月18日

法務大臣 鳩山邦夫

### 認証紛争解決事業者の名称及び住所

名 称 大阪土地家屋調査士会  
住 所 大阪市中央区北新町3番5号

認証年月日 平成19年12月17日

## 編集後記

如月。鬼は何処？福は居る？

◎節分の当日に近くのスーパーマーケットに買い物に出向いた。

今年の節分は日曜日でもあり、店内は人出が多かったが、中でも寿司販売脇での海苔巻、太巻きのコーナーに人足が混んでいた。年の瀬の活気を彷彿とする光景である。今更ながら、何で節分に太巻き寿司を喰らうのか？サッパリ解らないでいると妻が「何にする？」と購入意欲満々である。旦那の職業を人に説明出来ない妻だが、こういった雑学は強い。真偽は定かではないが、節分の夜にその年の恵方に向けて、太い海苔巻寿司を無言で食べると1年間良いことがあるとかで、巻き寿司を使用するのは“福を巻き込む”、切らないのは“縁を切らないため”だとか。

せっかく購入しても夜帰宅した時には子ども達に全て食べられていた。…だから“餓鬼”と称するのかと妙に納得してしまう。どうやら向こう1年間魔界での生活となりそうな予感。

因みに、2月3日は海苔巻の日（1987年全国海苔貝類漁業協同組合連合会制定）である。

◎50歳に近づいてきて次世代の育成と自己の老後を考えるようになってきた。私だけではないようで、未だに得体の知れない妹が唐突に、次の市議選出馬を本気で考え出した。医療制度、介護制度について市政と

して取り組みたいと狂言を吐き出したから不気味。「応援してよ」の言葉に「恥ずかしいからやめて」とは思っても口にはできない。当初は、妄想で終止する事を兄として願っていたが、医師不足、医療制度の見直し、医療裁判、年金問題等、厚生労働省の秘策として出された《後期高齢者医療制度》は、自由主義経済型医療制度元年を謳ったものである。健康、病気なし、医者いらずなら天国なのだが、前説のとおり、我家は喰った者勝ちの弱肉強食の食卓。75歳を過ぎた喰えない親父の末路と終末期医療の在宅を一考した時、家族への負担はどのようなものか？想像するも酷。また、それまで被扶養者であった主婦にも保険料が課せられる。高齢期では、一定の生活水準を保っていないと生き残れない近未来が迫るのだ。

◎政治に働きかける、《政》に、国民の、専門家の声を届かせることは非常に意味のある事だと思う。そうでなければ、唯の愚痴になる。“制度”に関わっている者として『土地家屋調査士制度』を国民に幅広く周知してもらおうのも必然ながら、政治家に認知してもらおうのも急務であろう。政治に関心がない方も多だろうが、政治連盟に未加入の会員の皆様には是非熟考頂きたいと切に願う。

——そのときでは遅いのです。

広報部次長 川本 達夫

## 土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円  
1年分 1,200円  
送料（1年分） 1,008円

（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者 会長 松岡 直武

発行者 日本土地家屋調査士会連合会<sup>◎</sup>

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2F 204号

電話：03-3942-0050 FAX：03-3942-0197

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



# 日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

平成 18 年 1 月から土地家屋調査士の電子認証カード（IC カード）を発行していますが、多くの会員から本 IC カード及び関連する事項に係る質問や照会を受けたことから、本稿にて Q & A 形式で説明します。

**Q1.** 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局（以下「日調連認証局」）が発行する IC カード（以下「電子証明書」）をなぜ取得する必要があるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ（一部署名できないものもあります。）に署名する場合等に使うんだ。

ハカル君

**Q2.** どうすれば IC カードを取得できるの？

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



## 【新不動産登記法が要求している 3 本柱】

新不登法は、以下の 3 点を土地家屋調査士に問いかけていると言えます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

## 土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局では、平成18年1月から土地家屋調査士電子証明書（ICカード）の発行作業を行っており、これまでの運用において、会員の皆様から頂戴した照会・質問等を取り纏めたくえで、同証明書の発行に係る会員の皆様への補足説明等を下記①～③に記載しますのでご参照ください。

### ① ICカードの申込時

電子証明書の発行は次の2通りの方法で行っております。

#### 【通常発行】

オンライン指定庁の指定日順に対象支部の会員に対し月800枚を目安に連合会から申込書を送付しております。

なお、連合会が申込書を送付するフェーズから、会員の皆様が証明書を取得するまでの流れについては、「電子証明書を取得するまでの流れ（iiページ）」を参照ください。

#### 【希望者枠発行】

詳細は、「土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について（iiiページ）」を参照ください。

### ② ICカードを受領した場合

上記①により会員の皆様がICカードを受領された場合、その郵便物（ICカード一式）の説明については、「土地家屋調査士電子証明書の同封物について（iiiページ）」を参照ください。

また、同ICカードを使用してオンライン登記申請を行う場合の事前準備等の説明については、「オンライン登記申請を実施するまでの準備について（ivページ）」を参照ください。

### ③ ICカードを再発行する場合

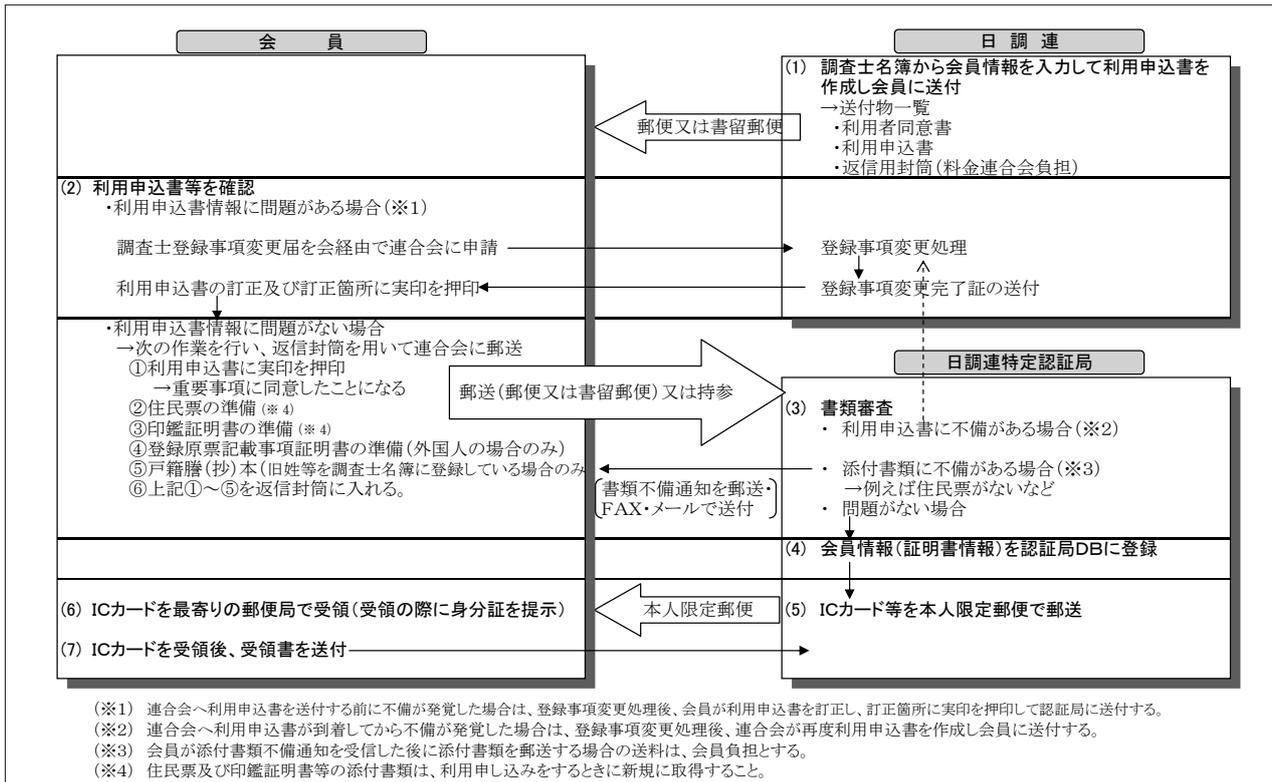
一度取得したICカードを、調査士登録事項変更や、ICカードの紛失等により失効した場合の再発行の仕様・手順等については、「土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（ivページ）」を参照ください。

## 電子証明書を取得するまでの流れ

会員における電子証明書利用申込からICカード等発行までの流れは、下記の(1)～(7)のとおりです。

ただし、下記流れは認証局運用開始後第1回目に発行するときのものです。（平成18年1月現在）

### 電子証明書を取得するまでの流れ



## 土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について

当連合会では、オンライン登記申請時の土地家屋調査士資格の証明に必要な「電子証明書」の発行を平成18年1月から開始しています。

同電子証明書の発行計画は、不動産登記オンライン申請システム導入庁の指定日順に、その登記所の対象支部毎に毎月800名ずつ定期発行するとともに、毎月200名ずつの希望者発行枠を設け、計1,000枚ずつ発行しています。

不動産登記オンライン申請システム導入予定庁に関しては、「不動産登記オンライン申請システム導入予定庁一覧」(<http://www.chosashi.or.jp/repository/07wants/lists.xls>)をご参照ください。また、希望者枠発行については、下記の要領により連合会までお申し込みください。

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに調査士会の方でとりまとめのうえ、連合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでこの旨ご了承ください。

### 記

#### 【希望者枠発行の申込方法】

任意の様式に、「土地家屋調査士電子証明書発行希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.jp)、FAX(03-3942-0197)及び郵送(〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階204号 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局運営室 行)にてお申し込みください。

- 所属会名      ○ 所属支部名      ○ 登録番号(半角)      ○ 氏名
- 事務所所在地(郵便番号も記入)      ○ Mail(半角)      ○ Tel(半角)

**全国のどなたでも、直ちに申込み可！まず、ICカードを取得することから始まるオンライン**

《この文書はICカードのお申し込み後にご覧ください。》

## 土地家屋調査士電子証明書の同封物について

会員の皆様が受領されるICカードは、下図①～④のような一式となっておりますので、各項目について説明いたします。

- ① 下記②～④が入っている封筒
- ② ICカード受領書  
次の作業を行ってから、下記③の封筒に入れて連合会へ送付ください。
  - ・ 自署(氏名)
  - ・ 実印を押印
  - ・ ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

③ 受領書返送用封筒

④ PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。このPINコードはICカードにて署名する際に必要なものですので大切に保管ください。

**また、PINコードを15回以上ミス(入力等)するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**

(この場合は、そのICカードを失効して新規ICカードを再発行する手続きとなります。)



## オンライン登記申請を実施するまでの準備について

今、日本土地家屋調査士会連合会認証局サービス（調査士電子証明書）は、全国の会員が等しく利用していただけるよう、着々とカード発行手続を進めております。

会員の皆様は調査士電子証明書を受領されてから、オンライン登記申請を行うための準備事項として、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. オンライン登記申請マニュアル CD の準備

オンライン登記申請を行うための準備からオンライン登記申請の方法までを説明したマニュアルです（平成18年3月下旬に各会に会員数分を送付済）。オンライン登記申請に必要な各種ソフト・ドライバ等も収録していますが、平成18年1月版ですので、法務省HP及び日調連HP等で最新のをダウンロードすることを奨励します。

#### 2. ICカードR/W(カード読取リーダー)の準備

「<http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm>」を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

#### 3. オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

オンライン登記申請マニュアルCDにも収録していますが、同CDは平成18年1月版ですので、法務省HP(<http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html>)及び日調連HP(<http://www.chosashi.or.jp/repository/>)等で最新のをダウンロードして設定等ください。なお、設定・準備については、同CDの1「準備編」を参考にしてください。

## 土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（お願い）

平成18年1月から土地家屋調査士電子証明書（以下「証明書」という。）の発行を開始し、平成19年11月末日現在で7,018枚の証明書を全国の会員へ発行しているところであります。

ところで、同証明書の発行については、特定認証局に係る特別会費を毎月1,000円ずつ全会員に負担いただいていることから、各会員に対する1回目の発行は無料で行っています。しかし、土地家屋調査士名簿の事項変更等により、証明書を失効した場合の当該会員への2回目の発行については、1証明書当たり下記「証明書発行費用の支払い方法の1」の費用負担をいただくこととしております（日調連特定認証局HP([http://www.chosashi.or.jp/repository/n\\_kisoku.pdf](http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf))に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照）。

なお、その際の費用の支払い方法は下記「証明書発行費用の支払い方法」とおりです。

さらに、証明書発行については、平成17年度第62回連合会定時総会において「改正不動産登記法の立法の趣旨を受け、全会員で土地家屋調査士制度を維持、発展していくことを目的に、証明書を全会員配布とする。」ことが決議されておりますので、この趣旨のご理解のもと会員への案内方よろしく申し上げます。

### 証明書発行費用の支払い方法

#### 1 振込金額（証明書1枚当たり）

- ・ H18.1月～H23.12月 : 5,000円（税込）
- ・ H24.1月以降 : 10,000円（税込）

#### 2 振込先等の情報

- ・ 金融機関名 : みずほ銀行
- ・ 支店名 : 江戸川橋支店
- ・ 振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会  
会長 松岡直武
- ・ 口座 : 普通
- ・ 口座番号 : 1018169
- ・ 振込者名 : 口座名義ではなく下記(\*)の数字7桁を入力  
(\*) 会番号2桁(\*)+登録番号5桁(例: 東京会の1番の場合、0100001)なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

#### 3 証明書発行費用の支払い方法

上記1の金額を上記2の要領で振込み、その振込み用紙及び領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	1	愛知	18	宮崎	35
神奈川	2	三重	19	沖縄	36
埼玉	3	岐阜	20	宮城	37
千葉	4	福井	21	福島	38
茨城	5	石川	22	山形	39
栃木	6	富山	23	岩手	40
群馬	7	広島	24	秋田	41
静岡	8	山口	25	青森	42
山梨	9	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		